

平成 31 年 3 月 7 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月7日(2日目)

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	総務部長	中川昌一
総務課長	大岩幹治	検査財政課長	山下忠仁
防災安全課長	内田純慈	税務課長	神谷和伸
企画部長	田中嘉久	企画課長	滝本功
地域振興課長	滝本恭史	建設経済部長	鈴木良一
建設課長	鈴木淳二	産業振興課長	川端徳法
水道課長	相川徹	厚生部長	田中吉郎
住民課長	宮地利佳	福祉課長	相川和英
環境課長	宮地廣二	保健介護課長	鈴木茂夫
教育長	大森宏隆	教育部長兼 学校教育課長	山下雅弘
社会教育課長	森崇史	学校給食 センター所長	宮本政明

会計管理者
兼出納室長 鈴木正則

学校教育課
指導主事 蟹江敏広

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相川博運 主 幹 大久保美保

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は3月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に先立ちまして、自席に配付した議案の訂正について厚生部長より発言の申し出がありましたので許可します。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

議長のお許しをいただきましたので、昨日議会に提出し、文教厚生委員会への付託を決定していただきました議案第18号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方債に係る部分が欠落しておりましたので、議案の訂正をお願いするものでございます。

訂正して追加・挿入をお願いする箇所につきましては、お手元の補正予算訂正箇所という資料のほうで赤色で表示した部分でございます。お願いいたします。

まず、議案1ページ、第2条として、地方債に係る部分を挿入いたしました。読み上げます。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるということで、この部分を挿入させていただきました。

1枚はねていただきまして、次に議案の4ページとしまして、ただいま申し上げました第2表、地方債の表を挿入させていただきました。起債の目的は国民健康保険財政安定化、限度額は3,500万円、起債の方法は普通貸借、利率は無利子、償還の方法は借入先の融資条件による。ただし、必要に応じ、繰り上げ償還をすることができるとしております。

もう一枚はねていただきまして、議案の最終ページに地方債の平成28年度末及び平成29年度末における現在高並びに平成30年度末における現在高の見込みに関する調書につ

きましても挿入させていただきました。

追加挿入をお願いする箇所につきましては、以上でございます。

なお、予算額につきましては、訂正はございません。大変失礼いたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

説明が終わりました。

ここで、議案第18号の議案について、改めて委員会付託してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件は文教厚生委員会へ付託されました。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

6番、石垣菊蔵議員。

○6番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項、白山周辺の砂防事業に伴う町道拡幅や整備される仮設道路の存続をについて質問をいたします。

愛知県の砂防事業が計画されている百々川第一支川の豊浜白山周辺は、貝がら公園、友愛の森公園があり、国営農地から公園を結ぶ散策路もあります。これらの公園は、かつては花見、保育所や小学校の遠足、写生会が行われ、また多くの観光客が訪れ、豊浜を代表する観光地として県内外に認知されておりました。

しかし、隣接する土地所有者の耕作放棄などもあり、公園を含む周辺一帯には、草は伸び放題、散策路には雑木・雑草が生い茂り、訪れる人もまばらになっていきました。平成30年度の豊浜地区区長会において、公園を後世に残そうとの意見集約が図られ、公園をはじめ隣接所有者の個々の同意をとりながら、NPO法人、まちづくり会など、地元の団体などにより定期的に立ち木の伐採や草刈りが実施されており、公園に昔の景観

が戻りつつあります。

しかし、この散策路は、町道3148号線と認定されているものの、生活道路や幹線道路でないことから、修繕、整備は難しいと思っていたところ、昨年11月に愛知県の砂防事業に伴う用地測量説明会が南知多町役場で開催された際に、私もこの事業の拡幅道路の隣接地権者の一人として案内が届き、この説明会に参加し、工事車両が通行できるよう散策路を拡幅し、仮設道路の建設を行うとの概要説明を受けました。

そこで、愛知県主体の事業ではありますが、工事のために拡幅される町道や新たにつくられる仮設道路を工事終了後も存続に向け、事業概要の補足説明も含め、次の質問をいたします。

1として、砂防工事に伴う事業の期間は何年程度見込まれているか。買収等めどが立たない作業もあると思いますので、事業を区分し、事業期間の目安はどれだけか。

2として、計画平面図では、町道の拡幅に加え、仮設道路の整備に伴うのり面の切り土・盛り土も計画されておりますが、この町道の現況の幅員はどれだけか。また、工事のために拡幅した後ではどれだけになるか。

3として、拡幅される町道や仮設道路の舗装は、砕石、アスファルトなど、どのような工法で路面整備されるか。

4として、道路整備に伴い、町道の隣接地の測量も実施されると思いますが、面積の大小、評価にかかわらず、賃貸借契約や賃借料の支出が伴うか。また、その対象筆数及び対象者は何人いるか。

5として、この砂防事業が実施される中村地区は、西側に高い山が連なっていますが、避難路が整備されていないこともあり、中心より少し離れた高台を津波の一次避難場所としています。地元は、この整備される砂防堰堤 ―― 以下「砂防ダム」と言います ―― 付近は、住宅密集地の背後地に整備されることから、新たな一次避難場所として利用したいと考えておりますが、計画されている砂防ダム周辺の標高は何メートルか。また、そこに向かう登り道は計画にあるか。

6として、現在の計画では、この拡幅される町道や仮設道路は、事業終了後、どのようになるか。

7として、この砂防事業のために拡幅される町道や仮設道路は、中村地区の避難路として活用が図られること、そして貝がら公園散策路として、特別な保全工事を加えることなく、そのまま利用できます。結果として、地域に実り多い事業となることから、愛

知県と協議や調整をしていただき、集落から砂防ダムへ登る通路の整備とともに残すことはできないか。

なお、再質問がある場合には自席にて行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-1、砂防工事に伴う事業の期間は何年程度見込まれているか。買収等めどが立たない作業もあると思いますので、事業を区分し、事業期間の目安はどれだけかにつきまして、答弁させていただきます。

事業に伴う一連の事業区分を用地測量、用地買収、賃貸借契約、工事施工としますと、予算や地権者の同意など不確定要素を考慮しない場合で、まず用地測量につきましては、今年度、用地境界を確定するための地権者との立ち合いが完了する見込みです。

次に、砂防施設整備など直接影響するところの用地買収につきましては、過去の砂防事業の状況から勘案しますと、3年ほど必要と思われます。

次に、仮設道路設置などの賃貸借契約につきましては、工事实施の直前に行うと思われますので、1年ほど必要と思われます。

最後に、工事施工につきましては、最低でも仮設道路の築造に2年、本体工事の施工に4年は必要と思われます。

なお、今回の砂防事業につきましては、完了までに最低でも10年は必要と思われます。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

現在、貝がら公園周辺整備は、NPO法人田舎暮らし支援センター、豊浜まちづくり会、南知多オリーブの会や有志、個人単独での参加も加わり、毎週のグループ、月1回のグループなど、それぞれの団体で区域を分割するなどして、立ち木の間伐や伐採、草刈りが実施されています。

工事着手により、ここに規制がかかるとは思いますが、国営農地から進入が禁止される

時期は、いつごろが想定されますか。また、どれくらいの期間規制されますか。そして、それは全ての施工期間が進入禁止となるのかなど、知らせていただける事項がありましたら、お願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

拡幅道路の築造に当たりまして、進入禁止をとる時期や方法等につきましては現在確定しておりませんが、そのような場合には、愛知県から事前に町や地元のほうに相談するというふうに聞いております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

進入禁止など工事日程が明確になりましたら、NPOやまちづくり会をはじめとする関係団体への周知、よろしくをお願いいたします。

次の2番の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-2、計画平面図では、町道の拡幅に加え、仮設道路の整備に伴うのり面の切り土・盛り土も計画されておりますが、この町道の現況の幅員はどれだけか。また、工事のために拡幅した後ではどれだけになるかにつきまして、答弁させていただきます。

道路台帳上の数値では、現況の道路幅員は2.5メートルから3メートルとなっております。

また、工事のための仮設道路の計画幅員は標準で4メートルの予定となっております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

道路が4メートルあれば、山道の散策路としては十分な幅員が確保でき、またハイキングコースとしても昔のように復活するに足りると思っております。

また、先ほど、仮設道路の築造に最低でも2年を要し、本体工事には4年間必要との答弁があったように、幅員だけでなく道路強度も、一般道との比較はできないものの、山の中に存在する道路としてはしっかりした山道だと言ってよいと考えております。

参考として、町道に認定されている道路の幅員は、赤道と異なり、最低何メートルと、そういったような基準があるか、教えてください。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

町道認定に当たっている幅員の基準ですが、特に設けてございません。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ないということで、わかりました。

次の質問、お願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-3、拡幅される町道や仮設道路の舗装は、碎石、アスファルトなど、どのような工法で路面整備されるかにつきまして、答弁させていただきます。

現在の計画では、拡幅される町道や仮設道路の舗装は碎石舗装としておりますが、勾配の急なところにつきましては、スリップ防止等のため、コンクリート舗装で施工する予定となっております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

この散策路の南側からの登り道は、山頂中腹が半月区の津波避難場所に指定されていることもあり、やや急斜面であるものの、整備された避難路となっております。しかしながら、今回、工事用に拡幅される国営農地からの白山散策路は、車でナビの案内もあり、岐路において悪戦苦闘の上、警察などに救援を求めるような事例が時々発生していることから、現在では南知多町の注意喚起の看板が設置されております。また、車をとめ、ハイキングでの来訪者にも、未舗装はもとより、急な下り坂、日陰のため、ぬかるむ悪路もあり、足をとられ歩きづらい路面となっております。

このような現状と比べ、先ほど答弁にもありましたように、しっかり幅員が確保され、それに急勾配のところではコンクリート舗装も加わり、工事用道路とはいえ、今以上の道路確保ができるものと思います。

ところで、コンクリート舗装を予定している道路は、仮設道路を含め全体の何割程度になりますか。既に延長距離は設計されていますか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

詳細設計につきましては、既に実施済みと聞いております。事業に係る仮設道路の全延長が約900メートル、そのうちコンクリート舗装の延長が580メートルとなりますので、コンクリート舗装の割合は6割以上となっております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

全長約900、そのうち約600メートル、6割がコンクリート舗装と、かなりの割合を占めており、仮設道路というのがもったいないと思います。この拡幅や仮設道路の築造後、踏み入ることが可能であれば、私みずから、また豊浜の区長会や、まちづくりメンバーとともに確認したいと考えているものでございます。

次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1－4、道路整備に伴い、町道の隣接地の測量も実施されると思いますが、面積の大小、評価額にかかわらず、賃貸借契約や賃借料の支出が伴うか。また、その対象筆数及び対象者は何人いるのかにつきまして、答弁させていただきます。

賃貸借契約につきましては、原則、有償借地契約と愛知県からお聞きしております。

対象筆数及び対象者につきましては、対象筆数は68筆となっておりますが、用地測量が完了していないため、確定値ではございません。

また、対象者は37人ですが、相続が必要な人もお見えになるため、対象者はふえるものと思われまます。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

昨年4月の西日本豪雨は記憶に新しいと思いますが、砂防ダムの決壊という想像以上の土砂流入などにより、大きな災害となっております。しかし、整備がなければ、被害はさらに拡大することも考えられます。砂防ダムは、山地や溪流からの土砂の流出を防ぐため、そして地域の安全・安心なまちづくりのため、今回の事業でも早期着工、完成を目指していただきたいと思ひます。

さて、答弁のありました対象となる土地の筆数68筆、対象者は相続など事情を除いて37人余りの関係者がいると回答をいただきましたが、私の質問が曖昧であったので再確認しますが、砂防ダム本体の買収も加えた数値ですか。また、全体の範囲が広いと思えるのに、どちらも数が少ないように感じますが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

土地の筆数及び対象者につきましては、砂防ダムの本体も加えた数値でございます。

また、筆数や対象者が少ないのは、事業にかかわる場所が山林や畑のため、土地の1筆の面積が大きいからということになるものだと思います。以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長 (藤井満久君)

石垣議員。

○6番 (石垣菊蔵君)

わかりました。

ところで、このような愛知県の砂防事業において、町が協力、お手伝いする事項、事務事業、何かありましたら教えてください。

○議長 (藤井満久君)

建設課長。

○建設課長 (鈴木淳二君)

県の事業におきまして町のお手伝いする事務ということでございますが、愛知県の職員に同行し、地権者との交渉や地元説明会、地元調整等を行っております。以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長 (藤井満久君)

石垣議員。

○6番 (石垣菊蔵君)

町も協力できるところはしっかりお手伝いをさせていただき、工事完了に向け、よろしく願いをいたします。

次の5番の質問、お願いします。

○議長 (藤井満久君)

建設経済部長。

○建設経済部長 (鈴木良一君)

それでは、御質問1-5、計画されている砂防ダム周辺の標高は何メートルか。また、そこに向かう登り道は計画にあるかにつきまして、答弁させていただきます。

砂防ダム周辺の標高につきましては、砂防ダム本体下流部で10メートル程度です。

また、そこに向かう登り道につきましては、現在計画にはございません。以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長 (藤井満久君)

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

この砂防事業が実施される中村地区は、西側に高い山が連なっていますが、避難路が整備されていないこともあり、中心より少し離れた高台を津波の一次避難場所としています。過去の事業の例として、豊浜中洲地区の原狭沢中洲東墓地北側の砂防工事では、ダムに向かう登り道や側道が整備されており、いざというときには津波避難路として活用できるようになっております。

また、新年度以降に工事着工が予定されております同じ中洲地区の西之平井西沢、白山西側の砂防工事においても、ダムを迂回する道路のつけかえを計画していると聞いております。

今回の砂防ダム工事においても、ダムまで向かう道やダムを迂回する道路は整備されないのですか。いかがですか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

ダムまで向かう道やダムを迂回する道路ということでございますが、砂防ダムにつきましては、管理者が施設の点検などを行う管理用通路のほうを砂防ダム本体の最上部まで登る階段工等によって整備する予定になっております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

今回のような山道に続く仮設道路に接続することにより、砂防ダム周辺が標高10メートル程度あるものの、その先の仮設道路を利用すれば、白山周辺の尾根に向かって避難が可能となり一体として利用できることから、避難路として利用することができると思います。接続に向けての再質問は7番で行いますので、次の質問の答弁をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-6、現在の計画では、この拡幅される町道や仮設道路は事業終了後どのようになるのかにつきまして、答弁させていただきます。

仮設道路につきましては、砂防ダムの工事終了後、原形復旧する計画であると愛知県からお聞きしております。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長(藤井満久君)

石垣議員。

○6番(石垣菊蔵君)

町内における県や町の事業において、このような工事用の道路の拡幅や仮設の道路を残して地域の避難路や散策路など、有効に活用している事例は過去にありましたか。

○議長(藤井満久君)

建設課長。

○建設課長(鈴木淳二君)

仮設道路を有効に活用しているかということですが、原則、仮設道路につきましては、工事期間中、賃貸借によるものでございますので、避難路や散策路としての活用はございません。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長(藤井満久君)

石垣議員。

○6番(石垣菊蔵君)

仮設道路を残した事例ではありませんが、先ほどお話ししました豊浜中洲地区の原狭沢の工事期間中には、国営農地側からの工事施工のため、国営農地を横断してダムの北側の山腹まで延びる仮設道路で、今回の舗装道路同様に4メートルはあったと思いますが、立派な工事用の道路が整備されていまして。

当時、私たち豊浜まちづくり会メンバーは、例月の白山散策路草刈り作業後に現地を視察し、山林に出現し、整備された道路を見て、この道路が残ればいいのにといい話を話しているうちに、なすすべもなく撤去され、現在は雑草や雑木が生い茂り、残念に思っていたところでございます。特にアスファルト舗装の仮設道路につきましては、強くその思いがありました。このことについても、7番で改めて要望いたします。

最後の7番の質問、お願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-7、この砂防事業のために拡幅される町道や仮設道路は中村地区の避難路として活用が図られること、そして貝がら公園散策路として特別な保全工事を加えることなく、そのまま利用できます。結果として、地域に実り多い事業となることから、愛知県と協議や調整をしていただき、集落から砂防ダムへ登る通路の整備とともに残すことはできないかにつきまして、答弁させていただきます。

砂防施設は、土石流危険渓流に設置するものであるため、避難路として指定するということは大変難しいと考えております。

また、貝がら公園散策路として活用することにつきましては、今後、仮設道路がそのまま利用できるのか、仮設道路をどのような方法なら残すことができるのかなどを、地元や地権者などの意見をお聞きしながら、愛知県と協議していきたいと考えております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

まず、砂防施設を設置するところを避難路として指定することは大変難しいとのことですが、砂防ダムの谷間からダムに向かう避難路であるなら回答のあったとおりだと認識しますが、何度も話しております中洲のような事例やダムの側面を迂回するように施工し、その背後に整備された仮設道路に接続する工法など考慮した方策であるなら、安全も確保された避難路となると考えます。これは、背後の仮設道路が存続することも、この避難路整備と一体となる条件になりますが、県事業とは切り離しての町の避難路といった観点も加えていただき、避難路整備に向けた検討はお願いできませんか。いかがですか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

町の避難路といった観点での避難路整備ということでしたので、津波の一次避難場所

は既に道路が接続されておる高台を選定しております。今回のように避難路として道路を新たに建設して避難場所を整備することは現状では考えておりませんので、今回の砂防事業において新たな避難路建設は難しいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

少し残念でございますが。地域の避難路は、近くに、より高いところに避難する、これが基本であると考えますので、今後さらに研究していただくことをお願いするものでございます。

もう一つ、参考としてお聞きしますが、治山事業などにおいて、階段などの設置により山の上に登れる現場を目にしますが、土石流の危険のある砂防ダムの周辺と同様に、急傾斜地で崩落の危険が想定されます。そこは津波避難場所として指定しているか、またその整備の目的は何ですか、教えてください。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

避難場所として指定しているかと整備の目的ということでございますが、砂防施設などに設けている階段等につきましては、津波の避難場所として指定してはおりません。

また、整備の目的でございますが、整備以前より通路などがある場合は、原則、現機能の復旧として通路を整備しております。また、通路がない場合でも、施設の管理用通路として設ける場合がございます。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

わかりました。いずれにしても、砂防ダムを迂回するような安全な赤道や、そのつけかえなどの可能性も含め、再検討をお願いするものです。

さて、今後において、このような愛知県に関連工事が無い限り、白山周辺の道路の整備や拡幅をすることは難しいと思っております。この事業、千載一遇のチャンスと捉え、

工事用の道路拡幅とはいえ、のり面も盛り土・切り土で整備され、大型車が通行可能な道路であることから、農道や散策路として余りある整備だと思っております。

そこで、この拡幅町道や仮設道路を残すとした場合に、これら別に係る経費などは一般的にはどこの負担となるのですか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

砂防工事のほうに係る経費につきましては、愛知県が負担をいたします。拡幅道路や仮設道路を残す場合の用地の分筆費用や買収費などにつきましては、町の負担になると思われまます。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

わかりました。町として愛知県とも協議する中で、事業当事者としての負担も求めていただき、検討をしていただくことをお願いするものでございます。

さて、原形復旧工事は、従来そのままに復旧することから、撤去・修復するために、またそのための工事費が必要となります。

なお、存続する場合の地権者との協議、調整におきましては、特に地元の地権者との調整につきましては、私たち豊浜まちづくり会メンバーをはじめ、豊浜地区区長会の皆様にも、この事案に係る要望を出されていることからお願いでき、可能な限りの協力も、また支援もいただけるものと考えております。前向きな結果が出ることを期待しております。

この町道は、過去においては、貝がら公園の展望台新設工事のために拡幅され、現在に至っていると当時を知る方からお聞きをしております。負担がどちらかになるにしても、繰り返しになりますが、取り壊し、原形復旧に係る経費と残す経費が、プラス・マイナスとはいかないまでも、復旧工事をカットできる分で、その事業に係る愛知県の経費を充当し、保存に向け買収などできるのではないかと考えるものでございます。

万葉集におさめられている「あじのすむ須佐の入り江」を眼下に見おろせる貝がら公園を、豊浜の遺産として後世に引き継ごうとの機運がさらに高まることも期待できます。

何カ所指定されても多過ぎると批判されることのない避難路の指定と整備、今後、測量が進めば、砂防ダム予定地周辺の買収や道路拡幅などに伴う賃貸借交渉が進むと思っております。この進む方向によっては、その交渉内容も変わってくると思います。既に今月には境界立ち会いが予定されていると説明会で聞いております。この砂防事業が得るものも実りの多い事業と地元が思えるよう、存続、残していただきたい。この要望を最後に繰り返しお願いするものですが、愛知県との協議や調整におきまして、南知多町の積極的な力添え、応分の負担を考えていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

次に、11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読によりますので、よろしく願いをいたします。

1. いじめ、不登校児童対策について。

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒にかかわる人権問題であります。また、個人の人権を否定し、児童生徒の心身の健やかな成長に重大な悪影響を与える決して許されない行為でもあります。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町では、いじめがあるのか。あれば、何件把握しているか。

2. 平成29年度町教育委員会活動の点検及び評価の結果において、各校で策定した学校いじめ防止基本方針とは、各校で違いがあるのか。

3. いじめ発生時の対応・対策を考えているか。

4. いじめから不登校になるケースもあるが、不登校児童生徒はいるか。いるのであれば、何人把握しているか。

5. 不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援する対策を考えているか。

次に、2つ目といたしまして、児童虐待の現状を問う。

毎年11月を児童虐待防止推進月間として、子どもを虐待から守る活動が展開されています。厚生労働省の平成28年度児童虐待対応件数は、児童相談所で12万2,575件と過去

最多で、虐待による死亡事故は49件もあります。

千葉県野田市の小学4年生の栗原心愛さんは、ことし1月、父親からの虐待で死亡したことが報じられ、この事件で父親ばかりか母親までもが逮捕されました。そして、この問題は国会でも取り上げられただけではなく、一連の虐待事件を受けて、国連子どもの権利委員会からも児童虐待対策の強化が勧告されるまでの事態に至っています。

小さな子どもが、真冬のさなかに冷水を浴びせられ、死亡に至るほどの暴行を受けたという事実だけでも、言いようのない怒りと悲しみを覚えますが、毎日のように新事実が報道されるたびに、嫌というほど暗澹たる気持ちにさせられ、あらゆる面から対策が求められています。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町における児童虐待に対する保護者や窓口相談、近隣からの通報は何件あるか。また、類型の割合はどうなっているか。

2. 第6次南知多町総合計画には、児童虐待防止対策として、連携できる体制など適切な対応が図られるよう努めるとしているが、具体的にどのようなものか。

3. 例えば、心愛さんが被害を訴えたアンケートについて、このようなアンケートを児童に対して教育委員会は実施しているか。実施していれば、どのように把握し、対応しているか。

4. 防止策の一つとして、しつけと虐待の違いなど、学校教育の一環としてPTAなどへも周知徹底が必要ではないか。教育委員会としての取り組みはどうか。

以上で壇上での質問を終わります。当局の明確なる回答をお願いしたいと思います。再質問がある場合は自席で行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-1、本町ではいじめがあるのか。あれば何件把握しているかにつきまして、答弁させていただきます。

町教育委員会では、いじめの定義をいじめ防止対策推進法で規定されている定義と同じものとしております。すなわち、いじめとは、児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、こちらインターネットを通じ行われるものを含みます。そういう行為であって、当該行為の対象となった児童等が

心身の苦痛を感じているものとしています。

平成29年度のいじめの年間報告では、学校がいじめと認知した件数は、小学校が11件、中学校が12件となっています。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

各小・中学校別にできませんか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、各小・中学校別に申し上げます。

まず、小学校からでございます。内海小学校が2件、豊浜小学校が3件、大井小学校が2件、師崎小学校が1件、篠島小学校が1件、日間賀小学校が2件、計11件です。

中学校につきましては、内海中学校が4件、豊浜中学校はありません。師崎中学校が7件、篠島中学校が1件、日間賀中学校がありません。計12件であります。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今、伺いますと、小学校が11件、中学校が12件ということで、思ったよりも少ないなあという感じがいたしました。

そして、中学校は豊浜と日間賀がゼロということで、大変すばらしい学校だなとつくづく思いますけれども、そういった環境もいいのかと思います。

人はさまざまな人と出会い、かかわり合いながら多くのことを学び、そして社会性と人格を形成していくのであります。しかし、その中で個人の人権を否定して心身の健全な成長に悪影響を与える決して許されない行為、いじめが生じる場合があります。

さて、私たちの小さな町でも、こういったいじめが起こるわけでございますけれども、全国の小・中学校で平成29年度に認知されたいじめというのが、前年度から9万件以上も増加をして41万4,378件と過去最多を更新したことが、調査の結果わかっております。

内訳は、小学校が31万件、中学校が8万件、高校が1万件、特別支援学校が2,000件、特に小学校で前年度より3割以上増加しているということで、会員制交流サイトなど、インターネット上のいじめも1万2,632件で過去最多であったといえます。

心身に大きな被害を受ける重大事態は474件、児童生徒の自殺は250人で、うち10人がいじめに遭っていたということで、とうとい命をみずから奪ったとはとても悲しく、許されない事態であります。

さて、先ほどもお話の中に、パソコンや携帯電話などでインターネットを使った誹謗中傷などのいじめが深刻となってきました。無料通信アプリLINEなど、会員制交流サイトSNSを使うと、いじめるほうの名前が出なくて、いろんな書き込みがあるようです。いじめられている人は、親にも言えず、居場所がどこにもなくて、絶望に落ち込みます。こういったインターネットによるいじめ等を町と教育委員会では把握していらっしゃいますか。お聞かせください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

いじめの対応につきましては、冷やかすとか、からかいすとか、仲間外れとかいろいろあるわけですが、その中で先ほど議員がおっしゃられましたインターネットすとかSNS上でのいじめというようなものも類型ということではあります。本町の場合でございますが、本町の場合、現在把握している平成29年度の中では、そういったパソコンや携帯電話での誹謗中傷や同じようなことを言われるというものは上がっておりませんでした。ただ、SNSやインターネットにかかわるいじめの事案は、被害者のほうで申し出をしない限り、なかなか表面化しないということですので、実態はもう少しあるのかなと思われませんが、学校、教育委員会のほうで認知をしている件数は、平成29年度はありませんでした。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今後ふえると思われしますので、いろいろと研究をしていただいたほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

現在、児童の居場所確認や防災のために学校への携帯電話の持ち込みなどを容認する動きがありますが、本町ではどのように考えていますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

榎戸議員がおっしゃられたように、大阪のほうで携帯電話の持ち込みを可とするところがあるということでもあります。これまでまだ全国では異例の措置というところでありまして、本町におきまして、まだこちらのことにつきまして十分な議論をされておられませんので、今後検討していきたいと思っております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よろしく申し上げます。

次に移ってください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-2、平成29年度町教育委員会活動の点検及び評価の結果において、各学校で策定した学校いじめ方針とは、各校で違いがあるのかにつきまして、答弁させていただきます。

町教育委員会におきましては、関係機関が連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために対策を総合的かつ効果的に推進するため、愛知県いじめ防止基本方針を参酌しながら、南知多町いじめ防止基本方針を策定しております。この町基本方針をもとに、各学校では実態に合わせて学校いじめ防止基本方針を策定しております。

その内容は、いじめの防止等に関する基本的な考え方、いじめ防止等のための組織、いじめの防止等に関する取り組み、重大事態への対応などを盛り込んでおります。

いじめの早期発見のための調査方法、回数や取り組みの年間計画につきまして、学校間で違いがありますが、基本的な考え方につきましては共通認識をしております。以上

です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

いろいろと対策を練っていただいているということでございますけれども、ちょっと調べますと、いじめ防止の基本的な対策として、道徳教育の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、個人面談、保護者面談、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進、いじめ防止等の対策に従事する人材の確保、調査・研究の推進、学校内での研修の実施、いじめ防止の啓発活動・環境づくり、定期的な必要に応じたアンケートなどがありますので、いろいろと参考にしていただきたいと思います。

本町におきましては、我が町には南知多町いじめ問題専門委員会ですかね、こういうのがあると聞いておりますが、この構成とか、活動内容とか、そういったものを少しお聞かせください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

平成29年4月1日に南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会の条例を施行いたしまして、平成29年から町いじめ問題専門委員会を組織いたしました。こちらの中では、特にいじめによる重大事態の対処について、こちらの中で話すこととなっております。

構成につきましては、臨床心理士さんの資格を持っておられる方、それから社会福祉士の資格を持っておられる方、それから弁護士、それから学識経験者の方、学識経験者の中では、人権擁護委員さん、それから主任児童委員さんということで、全部で5名の委員で構成をされております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

この専門委員会において、いろいろな方々がいるわけですけど、こういったことで南

知多町ではいじめに対する重大事態がまだ起こっていないということで、余りそういった活動はされていないのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

議員さんおっしゃるとおり、本町のほうでは、まだ重大事態については起こっておりません。報告がありません。こちらの組織につきましてはですが、平成29年度であります。平成29年度に第1回目の町いじめ問題専門委員会を開催いたしまして、いじめ防止基本方針の確認ですとか、各学校におけるいじめの未然防止に係る取り組み状況の報告を行っております。いじめの重大事態の対処による開催はありません。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

重大事態がまだないということですがけれども、もしあった場合には、皆さんで協議していただきたいと思います。

さて、先ほどもちょっと触れましたけれども、いじめ未然防止のために道德教育の充実が重要であると言われております。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、そして考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供、あるいは道德教育に関する教職員の指導力向上のための施策や研究を推進することができるということでもありますけれども、本町ではどのような道德教育を行っておりますか。

○議長（藤井満久君）

指導主事。

○学校教育課指導主事（蟹江敏広君）

町内の小・中学校で、いじめに対してどのような道德教育をやっているかという御質問だと思います。

小学校では本年度から教科化になりまして、道德の授業を必ずやっているということになります。その中で、人権教育にかかわる授業もあります。相手のことを思いやる、それから国際理解とか、日本人と外国人とか、いろんな立場の違う人と仲よくするよう

な教育の授業もやっております。

中学校では来年度から教科化になりますので、それを前倒しして同じように教科化に向けて取り組んでおります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

充実した道徳教育をお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-3、いじめ発生時の対応・対策を考えているかにつきまして、答弁させていただきます。

いじめ発生時の対応及び対策につきましては、南知多町いじめ防止基本方針に基づいて行われております。

学校におきましては、いじめ事案が発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実確認と調査、情報の共有を図り、関係機関との連携、該当児童生徒への指導・支援方法などを検討し、問題解消に向けた指導体制と方針を決定するため、関係者による緊急対策会議を開催しております。

いじめに対する対策につきましては、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、家庭との連携をいつも以上に密にするため家庭訪問を行い、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係について情報を集め、指導に役立てております。

いじめを行った児童生徒に対しては、一定の教育配慮のもと、他人の痛みを理解できるように、根気強く継続的な指導を行っております。

いじめを受けた児童生徒への心のケアとしましては、教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、養護教諭との連携を図っております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

しっかりやっていただきたいと思います。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき、重大であった場合ですけれども、そういったときは所轄警察署との連携をしていただきたいと思います。いじめられている児童生徒の生命、または身体の安全が一番大事であります。なかなか警察には連絡することができないと思いますけれども、こういったことも重大事態のときには、ぜひ考えていただきたいと思います。

4番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問1-4、いじめから不登校になるケースもあるが、不登校児童生徒はいるか。いるのであれば、何人把握しているかにつきまして、答弁させていただきます。

不登校児童生徒につきましては、年度間に連続または断続して30日以上欠席した長期欠席児童生徒のうち、本人の心身の故障等により、けがを含みますが、入院、通院、自宅療養のため長期欠席した者などを除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは登校したくともできない状況にある者として把握をしております。

平成29年度の人数は、小学校で7人、中学校では15人、計22人となっております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

先ほどのように、各学校でできませんか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

済みません。それでは、平成29年度の不登校児童生徒の内訳ということでもあります。

内海小学校が2人、豊浜小学校3人、大井・師崎はございません。篠島小学校が2人、日間賀小学校はございません。内海中学校が7人、豊浜中学校が5人、師崎中学校2人、篠島中学校はございません。日間賀中学校が1人。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

こちらのほうも、師崎・大井・日間賀小学校はゼロということと、篠島中学校がゼロということで、充実した教育、楽しい学校生活を皆さん送られているのかなと思います。こちらのほうも、不登校の児童生徒というのは思ったより多いなという気がいたします。

さて、全国の不登校児童生徒数ですけれども、小学校が3万5,000人、中学校が10万人、計14万人、在籍者数に占める割合は、小学校が0.5%、中学校が3.2%ということでございます。こういった面を見ますと、余り多くないなという気がいたします。

この中で、この対策について、本町では適応指導教室「リフレッシュスクール」というのが開設してあるということでございますけれども、これについて、どのような方が指導員で、どのようなことをやっているのか、実績について少しお聞きしたいと思えます。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

本町にある適応指導教室ということで、通称は「リフレッシュスクール」というところでありまして、本町の役場を入れて右側にリフレッシュスクールというものを設置しております。そこでは、学校の職員、教員のOBの方2名おりまして、そちらで例えば学校内でのいじめがあった者だとか不登校、家庭での教育問題などの相談事業を行っております。

それから、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対しまして、カウンセリングですとか、そこに集まる児童生徒、小集団での仲間づくりですとか、学習活動、こういうものを通じまして、心の安定と自立心ですとか社会性を育んだり、学校生活復帰の支援の援助をここでは行っております。

平成29年度の実績であります。相談事業ですと、電話での相談が、保護者や本人からの相談についてが平成29年度で延べが39件ございます。そこに入級された児童・生徒につきましては、6名の方が平成29年度は入級しておりました。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

6名の方が入級したということですが、この6名というのは、先ほどの小学校・中学校の中の方になりますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

平成29年度の6名につきましては、ここは不登校になっている児童生徒だけではなく、不登校傾向にある子どもたちも入級するようになっておまして、全員、先ほど上げさせていただいた子どもというわけではございません。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

スクールソーシャルワーカーにおいては、家庭訪問というのものもあるそうでございますけれども、そういったことはどのぐらいやられていますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校だけでは解決しにくい教育上の課題につきまして、例えば不登校の子の家庭訪問をしたりして、学校復帰の支援をしておるといってございます。

こちらのほうの実績でございますが、済みません、手元の資料では平成29年度のものでございますが、支援した人数というのは9名の方でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

不登校の児童生徒が22人町内にはいるそうでございます。この子どもたちが学校にうまく通えるように、徐々になれていければなど、指導をお願いしたいと思います。

1－5は、今ちょっと中に入りましたので、2のほうをお願いします。

○議長（藤井満久君）

2の質問に入る前に、ここで暫時休憩といたします。休憩は10時55分までとします。

〔 休憩 10時44分 〕

〔 再開 10時55分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

榎戸議員の質問2の答弁をお願いします。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問2－1及び2－2は私、厚生部長から、御質問2－3及び2－4は教育部長から答弁させていただきます。

御質問2－1、町における児童虐待に対する保護者や窓口相談、近隣からの通報は何件あるか。また、類型の割合はどうなっているかについて、答弁させていただきます。

平成31年1月末現在、窓口相談や通報に限らず、訪問等により町が把握している児童虐待の件数につきましては、対応を必要とするケースといたしまして15件でございます。

また、虐待の類型ごとの割合につきましては、15件の内訳としまして、ネグレクト（育児放棄）が11件、73.4%、身体的虐待が2件、13.3%、それと心理的虐待が2件、13.3%、性的虐待についてはゼロ件となっております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大変残念なことに、こういったことがあるわけでございますけれども、何とかないようにならなければならないなと思います。

2番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問2-2、第6次南知多町総合計画には、児童虐待防止対策として連携できる体制など、適切な対応が図られるよう努めるとしているが、具体的にはどのようなものかについて、答弁させていただきます。

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等が情報を共有し、適切な連携のもとで対応していくことを目的として、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、南知多町要保護児童対策地域協議会を平成19年4月に設置いたしました。この協議会におきましては、知多福祉相談センター、半田保健所、半田警察署、民生委員児童委員、町教育委員会及び役場関係課等の現場の実務者による実務者会議を2カ月に1回開催して、関係機関と情報を共有し、対応を協議しております。

また、危険度や緊急度を判定する場として位置づけられている個別ケース検討会議を開催する時間的余裕もなく、事態が切迫していると判断される場合には、町長の判断により児童相談所に保護を要請するなど、命を守ることを最優先にした体制を整えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

そういった協議会があるわけですが、そこで例えば児童相談所に相談して保護を受けるような、そんなような大きな重大な件は今までございましたでしょうか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

ただいま質問のありました保護をとるような重大な案件はあったかについて、回答させていただきます。

平成30年度におきましては、ネグレクトの関係によりまして児童を一時保護、措置し

たケースが1件ございました。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

関係諸氏、あるいは地域の皆さん、みんなで見守っていかなければならないと思います。悲しいケース、本当に悲しいなと思います。

3番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問2-3、心愛さんが被害を訴えたアンケートについて、このようなアンケートを児童に対して教育委員会は実施しているか。実施していれば、どのように把握し、対応しているかにつきまして、答弁させていただきます。

千葉県野田市で発生しました児童虐待事件につきまして、報道によりますと、2017年11月に野田市の小学校が実施した「いじめに関するアンケート」の内容は、「あなたは今いじめられていますか」との質問や、いじめの内容についての具体的な選択肢の設定、「いじめを誰から受けましたか」という質問のほかに、自由に書くことができる欄を設けておりました。

本町におきましては、教育委員会が作成しました南知多町いじめ防止基本方針をもとに、各小・中学校が作成いたしました学校いじめ防止基本方針に基づき、各学校で年に1回以上、いじめに関するアンケート調査を実施しております。内容は各学校により異なりますが、主な項目としては、「自分がいじめを受けているか」「周りの子でいじめを受けている子はいないか」などの質問となっております。また、全11校中5校は自由記述欄を設けております。

そのほか、全ての学校では、全児童生徒を対象に個別の教育相談を実施しておりますが、事前に教育相談アンケートを実施し、いじめだけでなく、学校生活での悩みなどを聞き取っている学校が8校あります。そのアンケートの項目に、全ての学校で自由記述欄を設けております。また、「家族のことや家のことで困っていること、悩んでいることはないか」の項目を設けている学校も4校あります。

いじめに関するアンケートや教育相談アンケートの回答を参考に、個別に児童生徒への聞き取りや教育相談を行い、いじめや虐待など、家庭での問題の早期発見に取り組んでおります。

事案によりましては、学校内で緊急対策会議を開催して、情報の共有、指導方法の方針を協議しております。また、必要により、町教育委員会も加わり連携をとっています。その結果、虐待の疑いがある場合につきましては、南知多町要保護児童対策地域協議会に個別ケースとして報告し、関係機関と情報共有して対応を協議しております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

そういったアンケートをしていないのかと思ったら、既にやられているということで、大変感心いたしました。

栗原心愛さんは、学校のアンケートにおいて、「お父さんに暴力を受けています。夜中に起こされたり、起きているときに蹴られたり、たたかれたりします。先生どうにかできませんか」というようなことをアンケートのほうに訴えていたようでございます。ひょっとしてこのことが上手に解決をできたならば、かけがえのない命を落とすことはなかったかもしれません。

アンケートをいろいろやっているようですけれども、こういった小さな信号を見落とさないような体制をきめ細かく考えて考慮していただきたいなと思います。

心愛さんの場合、学校と児童相談所、警察との連携がうまくいっていなかったような気もいたします。その点、本町におきましては、そういった関係機関との連携はうまくいっているのかというか、上手にとり合っているんでしょうか。お聞かせください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

虐待、特に学校で虐待が疑われた場合の対応というところで、関係機関と連携を図っているかということでございます。

学校で、そういった虐待の発見ですとか、虐待が疑われる状態の子どもが発するサイ

ンに気がついた場合は、校長先生などの管理者と相談しまして、全職員での共通理解をまず図っていきます。その中で特に緊急と判断された場合については、教育委員会ですとか、児童相談所に相談・通告というふうなことを出すようにしております。

また、緊急を要しない場合につきましては、先ほどお話ししましたけど、学校の中での協議会、学校の中の緊急対策会議、そちらの中で方針を決め、そこに必要により警察など、児童相談所なども入っていただきまして、連携をとっていくようにしております。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

連携を深くとって、お願いしたいと思います。

4番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問2-4、防止策の一つとして、しつけと虐待の違いなど、学校教育の一環としてPTAなどへの周知徹底が必要ではないか。教育委員会としての取り組みはどうかにつきまして、答弁させていただきます。

町教育委員会では、愛知県健康福祉部からの依頼を受け、毎年、小学校入学の機会を捉えて、新小学校1年生の保護者に、児童虐待防止に向けた啓発事業といたしまして、啓発リーフレットと啓発資材の配付を行っております。保護者に対して、児童虐待が子どもの重大な人権侵害であることや身近に起こる可能性があること、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨やポイントなどを説明して理解を求める働きかけをすることも必要なことと考えるので、今後、関係機関と協議をいたしまして啓発に努めてまいります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

しつけと虐待の違いということで、しつけというのは、人間または家畜の子ども、ま

たは大人が、人間社会、集団の規範、規律や礼儀作法など慣習に合った立ち振る舞いができるように訓練することということがしつけ。虐待とは、自分の保護下にある者に対し、長時間にわたって暴力を振るったり、日常的に嫌がらせや無視をするなどの行為を行うこと。あるいは、しつけとして、子どもが自分で自分の感情や行動をコントロールできように落ちついて教えること。虐待は、大人が自分の感情に任せて子どもをコントロールしようとするのだそうです。

虐待をやめる参考として載っておりました。まず、人に話す。なぜ人に話すかという、自分一人では絶対にやめられないからということです。そして、2つ目に人に相談する。自分でやっていることの全体像を大まかにでも話す。心理内科、神経科などの医師に相談をする。3つ目には、仲間とともにやめる。同じ悩みを持った親、かつて持っていた親たちと一緒にやめるというのが載っておりました。町内の家庭、学校、地域において、虐待やいじめのない平和な生活を送る子どもたちを願う次第でございます。

さて、野田市の事件を契機に、国では児童福祉法や児童虐待防止法の改正を重要法案として位置づけ、体罰禁止を明記するかを検討しています。とうとい命が奪われないと変わらない社会は悲しいが、それでも変わらないよりはましです。どうしたら体罰に頼らない育児や子育てが可能となるのか、行政や研究機関、NPO、そして私たち、ともに考える場所を設けていく必要があると思います。社会全体で子育てをより深く広く考えていかなければなりません。

さて、虐待とか、こういったいじめがある社会でございますけれども、先日、教育研究発表会がありました。その中の冒頭に「はじめ」ということで教育長が書いておられます。家を出ると山が見える。季節とともに、緑色、黄色、茶色など、山の色は移ろいでいく。家を出ると海が見える。穏やかなときも、荒れているときもある。都会では考えられないような自然豊かな世界が広がっている。子どもたちは家庭や地域の温かさに包まれ、伸び伸びと暮らし、穏やかに健やかに学習をしている。そして、やがて大人になり、自分たちが学んできたことを確認し、生きていくためのすべを次世代に教えながら、その成長を促し、支援をしていく。これは教育の伝承であるとしております。そして、子どもの心の中に本当の宝物として残してほしいものを上げるとすれば、人や自然をいとおしむ気持ちの大切さではないかと、そのように書いてありました。

まさに、この南知多町に住む全ての子どもたちが、いじめや虐待のない環境の中で、人を思いやる心と自然を愛する心を育みながら、たくましい大人に成長していくことが

できるように、我々全員で努力をしていかなければならないと考えております。

最後になりますけれども、できましたらでよろしいんですけれども、教育長さん、南知多町の教育について、思いを少しお聞かせ願いたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

虐待という質問の中で、先ほど議員さんがおっしゃられました法の改正ということをおっしゃって、昨日から報道機関で報道されておりますけど、児童福祉法とか児童虐待防止法の改正があるというようなことでございます。児童のしつけに際しまして体罰を加えてはならないというような文言ができておるといことで、これにより親が子どもに行う体罰が法律で禁止されるという見通しが立ってきたなあとと思います。私も、当然でございますけど、子どもへの体罰や虐待を社会から一掃しなければならないという思いは同じでございますので、いい流れで進んでおるとい思います。

また、紹介していただきましたものでございますけど、自分のうちからそういう自然が見えていいところだなと思うわけでございますけど、実際に社会は物すごく変化しております、大変な時代を迎えておる。例えば、昨年11月にIMFが日本の実質国内総生産、将来的に今後40年間で25%以上も下落するというような大変な推測を出されておまして、このような中で先の見通しがきかない社会を子どもたちがたくましく生きていくということは非常に大切でございますので、そういったしなやかでたおやかな子どもたちに育てていただきたい、たくましく育てていただきたいというような方針のもとにやっております、特に地域の人・物・ことを生かした教育を進めていただいております。

「はじめ」という文の中で書かせていただきましたのは、いつも先生方をお願いしておりますもの、例えば名誉町民の梅原猛先生が、「草木国土悉皆成仏」という言葉で、自然が大切だと、みんな自然の中で生かされているんだよということをおっしゃられております。故梅原猛先生の言葉でございますけど、そういった自然が大切だということと人が大切だということで、子どもたちには人や自然を慈しむ気持ち、そういったものを大切に持って育てていただきたいと。そういった心と同様に、たくましく未来を生き抜いてほしいという願いで書いたものでございます。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番、吉原一治議員。

○9番（吉原一治君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

平成23年に石黒町長が就任した際に、水産業の振興と後継者育成について質問をさせていただきました。その答弁の中で町長は、各漁協や漁業者と協力しながら、南知多町だからできるというものを探求していきたいと答えてくれました。しかしながら、町長の掲げる人口減少ストップの目標と同じく、水産業の活性化も、漁業の新規就業の促進も、目に見える成果を実感することができません。

漁業は本町にとって地域に根差した基幹産業であります。人手不足による規模の縮小や後継者不足の問題は、漁場の水質や水産資源の保護、漁港用地の有効活用などの多くの課題を抱えています。水産加工業などの2次産業や観光・サービス業等第3次産業など、本町のさまざまな産業にかかわる漁業を取り巻くこれからの課題については着実に対応されているのでしょうか。

また、町長が1期目の就任に際して述べられたように、有効な施策の探求、実施が進められているのでしょうか。

そこで、町長3期目のスタートに当たり、改めて以下の質問をさせていただきます。

1番、本町の漁業就業者の減少は食い止められたか。

町長就任前後で、本町の漁業就業者数と水揚げされる漁獲量の推移に変化は見られるか。

2. 漁業振興のためには、町と漁協、愛知県などの関係団体の協力が必要である。漁業振興や後継者問題について協議するため、どのような場が設けられているか。また、その開催の状況はどうか。

3. 水産資源保護や漁業者への支援のために、町が継続的に取り組んできた主な施策

としてどのようなものがあるか。また、平成23年度以降に実施した新規事業としてはどのようなものがあるか。

4. 漁業の新規就業促進のためにどのように取り組んでいるか。また、新規就業者支援の制度の活用は図られているか。

5. 漁業の新規就業者の中には、この町に住むための住宅の確保に困っている人がいる。漁業への新規就業を希望する人の住宅対策として、現在どのような制度があるか。また、制度の活用は図られているか。

6. 豊浜石之浦の漁業用地の有効活用については、検討は進んでいますか。

7. 町長は1期目就任に際し、平成23年2月の臨時議会の所信表明で、最も大切に守り育てていかななくてはならないものが漁業であり農業であると述べられ、基幹産業として第1次産業の振興は徹底的に取り組まなければならないと言っています。今もその気持ちに変わりはないのか、お答えいただきたい。

以上、答弁をお願いします。再質問は、大きい項目ごとをお願いします。よろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問、漁業振興と後継者対策についての御質問1-1から1-6につきましては私、建設経済部長から、御質問1-7につきましては町長から答弁させていただきます。

まず、御質問1-1、本町の漁業就業者の減少は食いとめられたのか。町長就任前後で、本町の漁業就業者数と水揚げされる漁獲量の推移に変化は見られるのかにつきまして、答弁させていただきます。

本町の漁業就業者は、5年ごとに実施します漁業センサスによりますと、町長就任前の平成20年には1,685人、就任後の平成25年には1,479人となり、残念ながら減少は食いとめられておりません。

また、漁獲量は、船びき網で漁獲するイワシ類の増減により変動はしますが、おおむね3万5,000トン前後で推移しており、顕著な減少は見られておりません。以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

今の答弁の中で、イワシ類の量はかなり多くて、漁獲量の量としては今はかなり上がっておりますが、しかし漁種別で考えますと、今は一番大変なのは底びき網なんです。その底びき網が、かなり減少しております。というのは、魚の減少は特にありますけれども、やはり後継者不足だと思います。どうしても今は底びき網の人は、親子というのがほとんど多いのです。そのために、自然と内湾の底びき網が消滅していくような状況があります。

私がこの議員になった当時から見ますと、10件ぐらい減っております。また、四、五年のうちには10件ぐらい必ず減ります。こうしたことを思いますと、私としては後継者がおったら、本当にこんなことにはならなんだなという思いでいっぱいであります。これは自然というものには勝てませんが、町としてもぜひやれることはやっていたらいいなと思いますので、どうか町のほうとしても御支援を賜りますよう、よろしくをお願いします。

2番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-2、漁業振興のためには、町と漁協、愛知県などの関係団体の協力が必要である。漁業振興や後継者問題について協議するため、どのような場が設けられているのか。また、その開催状況はどうかにつきまして、答弁させていただきます。

現在、漁業振興につきましては、漁協と町及び県で構成しております南知多地区地域水産業再生委員会と知多南部地区広域水産業再生委員会で、浜の活力再生プランと浜の活力再生広域プランを策定し、各漁協の共同利用施設の整備や船底を清掃する省燃油活動に対する助成、漁船リース事業、ノリ競争力強化対策事業などを実施しております。

両再生委員会は、定期的には開催されておませんが、事業実施に際し、平成27年度より20回ほど開催し、プランの修正を行い、事業の実施に備えております。

また、後継者問題につきましては、愛知県漁業担い手確保・育成支援協議会が、県内の漁協の代表者と県及び市町の水産担当課長で構成されており、年に1度協議会が開催

され、新規漁業就業者確保事業の実績や計画を審議しております。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

平成27年度から20回ほど開催しておりますということですが、この委員会に町としてどなたさんが出席して、またどのような内容でしょうか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

南知多地区の水産業再生委員会につきましては、構成は町内の6漁協の組合長と参事さん、町のほうからは建設経済部長が構成委員として出席しております。

協議の内容につきましては、浜プランを策定するのに際しまして各漁協さんの御意見を聴取して、取りまとめ、国の補助事業の採択に向けて準備しておるような協議を行っております。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

私たちも平成22年のときに、後継者育成という会をつくりまして2年ほどやりましたが、どうしても我々の力では達成できませんでした。しかし、その当時まだ県としても、町としても、何もそういう対応をできるような状態じゃないというようなことを答弁で言われたことがあります。しかし、今はいろんな支援ができてきております。どうしても後継者問題というのは南知多の水産にとっては大事ですので、どうかこのことも、ぜひこういった協議の場を通して、関係者と連携・協力して進めていってほしいと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-3、水産資源の保護や漁業者への支援のために、町が継続的に取り組んできた主な施策としてどのようなものがあるのか。また、平成23年度以降に実施した新規事業としてはどのようなものがあるかにつきまして、答弁させていただきます。

水産資源の保護につきましては、現在では、マダイ、ヒラメ、カサゴ、メバルの稚魚の放流とアワビの種苗放流事業を行っておりますが、過去には、アサリ、ミルクイ、ナマコの放流も行っておりました。

また、漁業者への支援は、制度資金の借入者に対し、利子補給を継続して行っております。

平成23年度以降に実施した新規事業としましては、平成25年度に無線局の災害用バックアップ機器の設置と、漁業新規就業者支援事業として家賃補助、平成26、27年度には豊浜漁協の製氷・貯氷施設の整備、平成27年度より漁業無線局の無線機器の更新、平成28、29年度には師崎漁協の製氷・貯氷施設の整備、平成29年度よりノリ競争力強化対策事業、平成30年度は日間賀島漁協の冷凍施設が整備されました。

また、平成31年度からは、カモによるノリ網に対する食害対策事業を実施する予定でございます。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

いろいろありがとうございます。

今、答弁にあったような事業には、国や県の財源で実施しているものが多いですが、町が独自に実施したという事業はありますか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

町が独自に行った事業ということでございますが、本町の水産の関係の単独事業といたしましては、先ほどの種苗放流を行っておりますアワビ、マダイ、ヒラメ等の種苗放流事業に対する委託事業補助金、それから漁業近代化資金の利子補給事業、あと町は漁村活性化総合対策事業で、漁協の共同利用施設の整備に対します県の補助事業に対しま

して、町費を20分の1上乗せして行っております。

それから、新規就業者に関しましては、家賃の補助、あと南知多漁業無線協会に運営費の補助を行っております。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

それなりに町もやっておるんですね。

それでは、平成31年度のノリの食害対策事業の財源はどこから出ているんですか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

ノリの食害対策事業でございますが、これは漁協さんが行われるノリ網に対するカモ等の鳥類による被害の防止ということで、警戒船にハンターを乗せまして、猟銃等によって駆除もしくは追い払いを行う事業でございます。これに対して町単独に必要な経費の2分の1を助成しております。ただ、各漁協が単位でございますので、対象は6漁協、上限を設けさせていただきまして、各漁協さん15万円の補助が上限という形で実施していく予定でございます。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

この食害対策事業に関しては、私、ノリ屋さんを代表して、本当にありがたいと思っておりますので、ありがとうございます。

それでは、次に行ってください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-4、新規就業促進のためにどのように取り組んでいるか。また、新規就業者支援の制度の活用は図られているのかにつきまして、答弁させていただきます。

す。

新規就業促進のための取り組みにつきましては、先ほども答弁させていただきました愛知県漁業担い手確保・育成支援協議会が国の支援を受け、漁業新規就業希望者に対し、漁業現場での研修を実施しており、平成21年度より町内では39人がこの研修を受けられ、23人の方が漁業に就業されております。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

今現在、研修を受けて漁業についている人の定着の状況はわかりますか。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

まず、研修の希望者が当初39人ございまして、研修修了者が32人、現在、その中で就業している方が23人ということになっております。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

その23人は、どういうところで働いておりますか。また、漁種として、そういうことはわかりませんか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

手持ちに、申しわけありません、詳しい資料を持ってきておりませんものですから。就業された方は、大井、片名、豊浜、師崎、篠島、日間賀島の漁協さんのほうに就業されておる結果が残っております。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

1番からずっと聞いておりますと、ただ町としても、自分たちがある程度率先してやるんじゃないくて、そういうものがありますよなんていう感じを受けております。私も平成21年から議員をやらせていただいた中で、町がみずからやっておるなというのは本当に感じておりません。ただ、そうしたものがあるといようなものを発表しておるだけに思えてなりません。

私も今回、蒲郡市のホームページを見させてもらったんですが、あんな小さな漁師さんの中でも、かなりやっておることがあるような気がするんです。1つ読ませてもらいますけど、新規就業支援のことですが、水産業が大変厳しい状況を少しでも盛り上げるために、研修生に対する国の補助事業を活用しつつ、市からも追加支援を行っている。こういうことも書かれていますし、新規就業支援者の事業は、平成26年から始まったんですね。平成29年には1期生1人しか今携わっていないということもありますけれども。それにしても、今後も新たな研修生を支援できる予算を確保しており、受け取り漁家の体制が整い次第、支援していくと。こんなことが書かれておるんですが、私の言いたいのは、町も独自に、ある程度やっておるんだというぐらいのことは見せてもらいたいなと。何にしても、水産が悪かったら町も困るのはわかっておるんです。私が職員の皆様にたまに言うんですが、もうかったときは町の町税が上がるんじゃないか。もうからんときもあるけど、随分、水産によって上下があるのは漁師のおかげじゃないかと、そういう会話をする職員もおりますけど、実際にそのとおりだと思いますよ。

だから、将来必ずや漁師は減っていきます。南知多町においてもですね。だから、そういうことを漁師の人はみんな大体思っておるのは一緒だと思うんです。だから、町のほうとしても、ぜひ力を入れてもらいたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問の1-5、新規就業者の中には、この町に住むための住宅の確保に困っている人がいる。漁業への新規就業を希望する人の住宅対策として平成25年度より家賃補助制度があったが、現在どのような制度があるのか。また、その制度の活用は図られているかにつきまして、答弁させていただきます。

漁業への新規就業を希望する人の住宅対策としましては、平成25年度より愛知県漁業担い手確保・育成支援協議会の研修を受けられ就業された方に対しまして、最長36カ月、月額最大1万円の家賃補助を実施しており、現在までに9人の方に補助しております。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

この家賃補助の財源は、町が財源を充てていることはよくわかっておりますが、また距離のことに関しても、どこにおるとかということもわかりませんので言いませんが。この二、三年で、高校生が毎年入ってくるんですよ。しかし、アパートが満員で住むところがないんです。1人は河和から通っておる子もいるんです。それはまだ19、20の子ですよ。

そういうことを思うと、住むところというのは確保せなまずいなと、そういうふうにならずと感じてはおるんです。しかしながら、金がかかることですので難しい面があると思います。しかし、今年も三谷水産から1人、バッチに乘ります。その人はたまたまアパートがあって、今、入りましたけど。

そういうことで、せっかく漁師をやりたくて南知多町へ来てくれた子に対して、町としても、町だけでは無理かもしれませんが、漁協さんと組んで、そういう住むところの確保ですね。私が思うには、空き家バンクですね、ああいうものを利用して、町独自でもいいですから、住むところを設けることはできませんかな。無理だと思うけど、ちょっとどうですか。答弁をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

漁業者のための住宅ということでございますが、本町では今現在、漁業者の専用の住宅を確保する、建てるということは非常に困難であると思っております。漁協と連携をしてアパート等を探していくということも可能だと思いますし、あと空き家バンク制度のさらなる周知を図りながら、新規就業者に対しての住宅対策をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(9 番議員挙手)

○議長 (藤井満久君)

吉原議員。

○9 番 (吉原一治君)

それぐらいの答えしか出ないと思います。しかしながら、若い子が漁師をやりたくて来るんですから、本当に真剣に取り組んでもらいたいなと思います。

次、お願いします。

○議長 (藤井満久君)

建設経済部長。

○建設経済部長 (鈴木良一君)

それでは、御質問の 1 - 6、豊浜石之浦の漁港用地の有効活用について検討は進んでいるかにつきまして、答弁させていただきます。

豊浜石之浦の漁港用地の有効活用につきましては、過去よりさまざまな計画がありましたが、漁港用地ということから漁業関連施設以外では活用ができないため、豊浜漁港を中心とした豊浜漁港研究会で検討してきましたが、費用面や立地条件、出店希望者などの点から実現には至っておりません。今後は、漁協、商工会、町で検討を続けてまいります。以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長 (藤井満久君)

吉原議員。

○9 番 (吉原一治君)

ぜひしっかりと検討して、有効な利用を図ってもらいたいと思います。

次、お願いします。

○議長 (藤井満久君)

町長。

○町長 (石黒和彦君)

それでは、御質問 1 - 7、基幹産業として第 1 次産業の振興は徹底的に取り組まなければならないという気持ちに変わりはないかという質問に対しまして、答弁させていただきます。

平成 23 年の議会におきまして、私が、第 1 次産業については基幹産業だから徹底的に

取り組まなければならないという答弁をしたということに対しまして、3期目に入って今もそれに変わりはないかという確認の御質問かと思えます。

常にあらゆるところで言うておりますので皆さんも御承知だと思いますが、また南知多町の町民の皆様もきっと同じように思っておみえになられると思えますが、私どもの町の産業の基本的な礎となる産業は、やはり1次産業であることにつきましては、共通の認識をお持ちだと思っております。2次産業の加工業につきましても、3次産業の観光業につきましても、その基本に1次産業があつてこそその南知多町であると思つておる気持ちは変わりがございません。

私が町議会議員のときに議決をしました第6次総合計画の基本理念の中の太陽と海と緑豊かなまちづくりにあらわれているように、南知多町は太陽の恵みを受けて、海、漁業、緑、農業、それが基本にあるからまちづくりの基本理念、基本的な考え方に盛り込まれていると思つて、常々そういう気持ちで発言もしてまいりました。残念ながら、私の人口減少ストップという目標を掲げたのにもかかわらず、この8年、人口は減りましたし、先ほどの第1問目の答弁にもありましたように、経営体としての漁業者の方々の数は減りました。

しかし、技術の革新もございまして、漁獲高につきましては、魚のいるいないの状況とか、天候とか、あるいは自然環境の中でのとれるとれないの問題もございましょうが、生産額としてはほぼ横ばいでおるということに鑑みますと、経営体が少なくなつて、ある程度規模が大きくなつた漁業体があるのかなと思つております。その方たちにおいての一番の問題が就業者であるということに関しましては、産業界で今全てが人手不足という中で、農業にしても、漁業にしても、被雇用者としての確保が難しいということに関しましては議員と同じ考えを持っております。漁師の皆さん方の経営体をつくっていく、後継ぎをつくっていくということに関しての経営体をふやしていかないといけないという施策については、かなり厳しいものがあるなと思つているところであります。

よつて、今から漁業の振興を図るための後継者不足、その後継者の定義でございますが、経営体なのか、漁師として職業として選択をしてくれる方を後継者と言うならば、漁師の経営体に入って豊かな安定した生活ができるような経営体に、お互いに、漁師のほうの経営者の方々も含めまして努力をするときに、私ども南知多町、役場が何ができるかという、その視点で今から考えていかないといけないなと思つておるところでございます。

今後、ただただ乗り子さんがいるということですので、外国人労働者の問題も出てきておりますし、そういう方たちがたくさん雇用されている、そういう漁業協同組合もおありになられます。いろんな意味で、個々の経営体が豊かになってくための施策と、それを支えるための就業者の確保という施策と、それから資源を守るという視点での確保と、あわせて3期目におきましても1次産業の振興、あるいは維持よりもさらなる振興を目指し、現場の方々の声をよく聞きながら、どういう施策が独自にとれるかということを追求めてまいりたいと。決意、思いは変わっておりません。

先ほど蒲郡の件がございましたが、ただただ新規就業された方々に一時的な補助をするということも、悪いわけじゃございませんが、いかにして議員の質問の趣旨にある後継者として、南知多町の漁業のなりわいを続けるための持続可能な手段として町が独自にどんな方法がとれるかということに関してはしっかり取り組んでいかないかなあと。結果が出ない結果が出ないでは済まんということも思っておりますが、常に漁師さんのニーズがどこにあるかを私たちにもきめ細やかな発信をしていただきたいということもお願いして、一生懸命やっておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

ありがとうございました。

そうやって前にも答弁したことがあるんです、町長はね。しかし、漁業の町として、親方があって若い衆があるわけなんですよ。若い衆の確保をしてこそ後があるんですね。若い衆がなかったら船は出られませんですよ。それから、自分でやってみるという人であれば、今、成育が2年やればできるんです。しかし、もとの若い衆がなければ沖に出られないんですよ。どっちが先、こっちが先となるかもしれんけど、一番大事なのは働く人に来てもらって、そしてそれからその人が自立して船を持ってやればいいことなんです。それは自然の流れの中でその人が決めていくことであって、またそれを反対する漁業者はいません。これが基本だと思いますよ。最初から親方なんてやれということ自体が無理なことですので。

どうかそういうことも把握してもらって、南知多町にとっては水産は欠かせない職業

ですので、今、町長も、昔も今も変わっておらんということを聞きましたので、しっかりとできることだけでいいですから、ぜひやってもらいたいと思います。

漁業水産の大切さを町長もしっかりわかっておると私も思っております。しかし、町長と昔はこういう話もしてきましたけれども、昔を、初心を忘れず、そう言ってくれたことに関しては、私もありがたいなと思っております。どうか3期目に向かって、町長、頑張ってくださいと思います。終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は13時、午後1時までといたします。

〔 休憩 11時55分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

失礼いたします。日本共産党、内田保が一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

4点到りわって一般質問をします。

まず第1点ですが、国政選挙・知事選挙等で公職選挙法を遵守した選挙公報の配布という点で、国政選挙・知事選挙の選挙公報は、公職選挙法上、全有権者世帯に配布が義務づけられております。

しかし、今回の知事選挙では、自宅で受け取ることができなかった方がいます。南知多町の配布方法は、各自治区が主体となっております。区は、あくまでも任意団体であり、その配布は区からすれば区費を払っている方だけに配布することは当然です。南知多町では、区に入っていない方には配られておりません。南知多町が届けるべき選挙人に配布しないのは、公職選挙法違反であり、全ての県民・町民への選択の公平性確保を保障していないのは問題です。

愛知県選挙管理委員会に確かめてみますと、まず国政や県知事選挙の選挙公報の発行は、公職選挙法第167条で義務制選挙公報の発行であり、1回の発行が義務づけられています。また、その配布も170条によって、選挙公報は都道府県の選挙管理委員会の定

めるところにより、市町村の選挙管理委員会が当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の投票日2日前までに配布するものとするとして、全ての選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して配布することが義務づけられています。

特別に配布が困難な場合には、第170条の2で市町村選挙管理委員会は愛知県選挙管理委員会に届け出をして、別な方法でも実施可能ですが、今回は54自治体中1つも県選挙管理委員会に届け出はなかったそうです。知多半島で法令違反状態の自治体は、南知多町と美浜町だけです。国政選挙・知事選挙では、公職選挙法上の選挙公報は全有権者世帯に配布が義務づけられています。

南知多の民主主義の前進のために以下の質問をします。

1. 南知多町の区を利用しただけの知事選挙・国政選挙の選挙公報の一部のみの世帯配布の方法は、公職選挙法第170条に違反する。阿久比町、半田市をはじめとする知多の8市町の方法に学び、シルバー人材センター、独自の配達員、新聞屋さん、郵送などを利用した全有権者世帯に漏れなく配布する方法に変えるべきだと考えるがどうか。

2. できれば県議選、遅くとも夏の国政選挙までには、公職選挙法第170条を遵守した配布方法に変えるべきであると考えがどうか。

2つ目です。防災情報の迅速な伝達のために。

津波・地震は、いつ襲ってくるかわかりません。既に南知多町では防災無線が設置され、防災ラジオも一部普及していますが、聞きにくかったり、防災ラジオがない家庭があったり、防災対策の一次情報を全ての町民に伝達するには不安があります。また、避難所での安心できる情報の確保にも課題があります。

以下、防災情報の迅速な取得と伝達について質問します。

1. 防災ラジオの普及率を上げるために、町はこれまでどのような工夫をしたのか。3,000円という防災ラジオ価格をもっと引き下げ、無料貸し出し等の枠も広げ、町民に宣伝すべきではないか。

2. 災害時の特設公衆電話の設置が昨年12月から始まりました。非常・緊急伝達手段として、11カ所の二次避難所だけでは少な過ぎます。師崎避難所（ビラ・マリー南知多）、内海防災センター、設置のない大井・師崎地区等、ビル、コンビニ、旅館等にも、あらゆる場所、場合を想定して積極的に増設すべきと考えるがどうか。

3番目、南知多町での虐待防止・早期発見のために。

虐待防止は、事があってからでは遅いのです。野田市の悲痛な事件を受けて、私が2月4日に町長に申し入れた子どもたちの虐待を防止し、安心・安全な生きる権利の保障のための緊急要望書の7項目の中から、南知多町の現在と今後の取り組みを質問します。

1. 南知多町の小・中学校で平成30年度中に実施されたいじめアンケートの項目に、学校だけでなく、家庭や地域での子どものSOSを聞き取る項目のあった学校は何校あったのか。また、ない学校には指導をしたのか。

2. 今回の野田市の事例を参考に、個別ケース会議、実務会議のみでなく、南知多町ではまだ一度も開かれていない要保護児童対策地域協議会を開催し、今こそ組織としての児童虐待の現状認識と今後の対策への共通理解を深めることが必要ではないか。

3. 虐待では、乳幼児の虐待が約7割を占めると言われております。乳幼児からの子育て世代包括支援センターも早期に立ち上げ、虐待予防につなげるべきと考えるがどうか。

4番目、教職員の多忙化解消に向けてです。

教職員の過労死、長時間労働問題で、学校での働き方改革が問題になっています。教職員の労働条件の改善は、子どもたちへの教育条件の改善につながります。中教審や文科省の新ガイドラインは、根本的な対策ではなく、教職員の労働条件・子ども教育条件をさらに悪化させるものです。

南知多町での学校現場での具体的改善に向けて質問します。

1. 多忙化解消プランに基づき、東海市、東浦町のように学校閉校日を設定し、閉校日や勤務時間外の留守番電話の自動音声対応の条件整備を全ての学校で導入すべきと考えるがどうか。

2. 残業手当が導入されない学校現場では、時間外労働を曖昧にしないためには勤務時間の割り振りを現場の校長が徹底する以外ない。割振簿の適正な管理をさらに進めるために、南知多町教育委員会として具体例を含む適正な勤務の割振変更簿の例を示すことはできないか。

3. 文科省、スポーツ庁が、従来の学校単位での活動から、一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められますと指摘しているように、部活動は教員が顧問になる義務はなく、顧問強制をやめるようにすることと、あわせて生徒への参加強制もやめるように指導することはできないか。

4. 東浦町のように、勤務時間の適正な管理のために学校現場にタイムカードを導入

することはできないか。

個別の再質問については自席でやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-1、南知多町の区を利用しただけの知事選挙・国政選挙の選挙公報の一部のみの世帯配布の方法は、公職選挙法第170条に違反する。阿久比町、半田市をはじめとする知多の8市町の方法に学び、シルバー人材センター、独自の配達員等を利用した全有権者世帯に漏れなく配布する方法に変えるべきだと考えるがどうか。そして、御質問1-2、できれば県議選、遅くとも夏の国政選挙までに公職選挙法を遵守した配布方法に変えるべきであると考えがどうかにつきましては、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

議員のおっしゃられるとおり、公職選挙法第170条では、選挙公報は都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日前2日までに配布するとされておりまして、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に配布することが義務づけられております。

今回、議員より御提案いただいておりますシルバー人材センター、新聞配達による方法などは郵便受けなどへのポスティングと聞いており、有効な手段であると考えますが、現在、南知多町では各区に選挙公報の全世帯配布を依頼しており、公職選挙法違反とは考えておりません。今後も、各区に依頼する方法の継続も含め、配布漏れがないよう町選挙管理委員会におきまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今、各区にお願いしていると言っていますが、各区の区長さんは、内海でこの前、区長会があったんですけど、そのようなことは考えていないと。当然、今配っているのは、各区のそれぞれ自治区に入っている方に配っていると。私、北脇区に入っておりますが、北脇区の区長さんにも確認しておりますけど、今の認識が違うんじゃないんですか。当

然、要するにそれぞれの区の区長さんたちは、自分の自治区に入っている自治会員の皆さんの世帯に配っているというのが今の現状認識だと思います。

だから、独自の方法としてやっぱり考えなければ、全部に配れないですよ。例えば、北脇区だとレオパレスに住んでいる方は配っていないということは、区長さんが具体的に言っています。とりわけ、先日、南知多町の内海の地区で出された自治区の資料によりますと、南知多町の内海だけでも1,512、世帯数は2,098あるんですよ、そのうち南知多町の内海地区の自治会の加入率は1,512で72%なんです。3割の方が配っていないんです。だから、その実態があるので、区にこれから引き続きやるなんてことは、それはもう詭弁でしかあり得ないです。変えてください、ぜひとも。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

内海地区ということが出ましたので、内海地区におきましては、過去から継続してやっておりますのが、実際には区のほうで配れないという状況で、アパートにおきましては管理人さんのほうにお願いするという実態がございます。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

管理人さんが全て配っているということは確認されているわけですか、そこは。じゃあ全ての、例えばレオパレスだとか、それからさまざまところで管理人さんをお願いしているんでしょうか、南知多町として。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

管理人さんには、公報を送る際に各全世帯へ配付をしてくださいというお願い文書をつけて送っております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

そうすると、要するに自治区以外については、そういう世帯の管理人さんだとか、そういうところについてお願いして、全部要するに配るような手当てをしていると。そうすると、例えば具体的に、この知事選挙ありましたよね、知事選挙があった場合に、そうするとどれだけの数の要するに管理人さんに対してそれを配ったということでしょうか、全体としては。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

内海地区におきましては、全部で275部送っております。送った大家さんの数は15件送っております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私は、やはりそういう複雑な送り方をするんじゃなくて、例えば国政選挙にかかわるお金については、全て国や県から来ているわけですよ。そのお金で郵送すればいいわけで、実際、私はこれを郵便局から取り寄せました。一斉にポスティングメール、タウンメール、タウンプラスというやつがあるんですけど、これは一斉郵送で、例えば4日間配達指定の期間が要りますよと。この4日間のうちに配りますというやつでは25グラムまで28円、50グラムでも41円なんです。これで要するに南知多町の全世帯という形で宛名をつければ、全て配れるわけです。それから、タウンプラスという方法でいけば、これは多くの自治体で利用しているんですけど、これでいけば25グラムは24円、さらに安いんですよ。そのかわり8日間の縛りがあります。だから、この8日間の縛りを使えば24円で、50グラムまで29円で配れるんですよ。だから、多くの自治体ではほとんどがそういうタウンプラス、タウンメールというのを利用して配ってみえるわけです。

実際、私、全ての自治体の担当者に連絡して聞いてみました。そうしたら、やはりそんな配ったか配らないかわけわからんようなことをしないで、直接的に配達員が配ったり、それからこういう郵送をかけるというのが多くの自治体がそうです。武豊町ではこれは新聞屋さんを使っています。新聞屋さんが30円で全世帯1万6,597世帯配って53

万円、わずか53万円ですよ、これを県に請求すればいいわけですから、また国に請求すればいいですね。

それから、半田市では、これはシルバー人材センターに委託です、これはシルバーさんです。1部35円で5万世帯、175万円ばかりでやられています。それから、大府市では、これもシルバーさんに委託しております。3万8,000世帯です。だから、シルバーさんがこれを配ってみえる。大体1部24円ぐらいですね。東海市もこれはシルバーさんに袋詰めを委託して、そして郵送は郵便局がポストイングしていくと、この当時は22円だったそうです。知多市もシルバー人材センターにこれも委託をします。これを20円ぐらいでやっているそうです、1部ね。常滑市は、ここはやっぱり南知多と同じことをやっているんですが、要するに自治区に入っていない方については、直接郵送していると、住所わかっているものですから、自治区に入っていない方については直接郵送して全てのところに配布するという体制をとっているんですね。阿久比町は配達員をちゃんとつけて、配達しています。東浦町もシルバーさんです、18円でやっている。

だから、曖昧な、配ったか配らないかわからないような状態じゃなくて、やっぱりしっかりと確認ができるようなやり方として、県や国から来るお金が使えるわけですから、その点のやり方に、やっぱり確実な方法に変えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

今、内田議員がおっしゃられるように、全世帯にお願いをしておるといものの、配布漏れがある場合も考えられることですから、今後は選挙管理委員会においてどういう方法が一番いいのかというのを検討していきたいと思っております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

ぜひとも前向きな検討をしていただいて、やはり漏れなく全世帯にと第170条に書いてあるわけですので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問2-1、防災ラジオの普及率を上げるために、町はこれまでどのような工夫をしたのか。3,000円という防災ラジオ価格をもっと引き下げ、無料貸し出し等の枠を広げ、町民に宣伝すべきではないかにつきまして答弁させていただきます。

町では、地震・津波などの災害時における緊急情報を皆さんに伝達するために、平成26年4月より防災行政無線を運用しております。この情報は、屋外53カ所の拡声スピーカーにより放送されますが、天候や風向き、住宅の気密性の向上等により、屋内では聞き取りにくい場合がございます。そのため、屋内でも迅速かつ確実に緊急情報を伝達するため、防災ラジオの普及促進に努めております。

防災ラジオの普及状況につきましては、平成31年1月末時点で約22.4%でございます。さらに篠島、日間賀島の情報伝達手段でございますエリアトークを含めると、個別受信機といたしましては約35.5%となっております。

防災ラジオの普及率向上のため、町広報紙を活用した普及啓発、各地区の防災訓練や産業まつり会場での防災ラジオの展示・紹介を実施しております。また、町の災害時要援護者名簿登録者と生活保護受給者の方に対しては、希望者を対象に防災ラジオを無償配付する取り組みを行っております。

平成30年度の防災ラジオ1台当たりの購入価格は、税込みで2万2,140円と高額でございます。購入者負担額3,000円を維持するため、町負担分の3分の1に相当する6,380円を県の南海トラフ地震等対策事業費補助金、残り1万2,760円を町費で充当しているところでございます。限られた予算の中から幅広い世帯の皆様に配付していくため、販売価格の引き下げや無料配付の枠を広げることは、現時点で考えておりませんが、今後も継続的に普及促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

防災ラジオ、私も買ってありますが、非常に情報が伝わりやすいです。特に高齢者の方、そしてひとり暮らしの方、やはりその情報がどうしても外にある電波からしゃべる声が聞き取りにくいというのをよく聞きます。そういう点では、ぜひともこの防災ラジオ3,000円をもうひとつ下げると、例えば2,500円にするだとかというふうな検討というのは具体的にはされているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

防災ラジオ3,000円を2,500円でも引き下げる検討をしておるかということでしたが、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、やはり限られた予算の中から幅広い世帯の皆様に配付していくということを予定しておりますので、引き下げは考えておりません。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ほかの自治体よりもちょっと高い、いいやつを買っているというふうな形は前にちょっと聞いたことあるんですけど、だけどやはりなかなかこの3,000円がネックでね、うまく進んでいかないというか、そういうふうな部分があって、それはいざというときの位置情報の情報手段としては、非常にやっぱり考えなきゃいけない問題だと思うんです。具体的なその情報を知る上では、やっぱりあのラジオでないと、部屋の中にいた場合に伝わりにくいという状況が、これはいろんな方から聞きます。なので、そこら辺の点について、やはり町民に対してこういうときには貸し出しがありますよとか、それからこういうときには一時的な貸し出しもしているんですよというような、そんな情報の伝え方というのは、どういう形でやられているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

町のほうでは、ホームページのほうで防災無線が聞きにくい場合はということで、防災ラジオの啓発というのを載せております。それ以外にも、防災行政無線の放送が聞き

にくかった場合には、電話応答装置にて電話することにより、放送済みの内容を確認することができますので、今後はこちらもあわせて啓発してまいろうと思っております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

今初めて聞いたんですけど、電話応答装置というのはどういうものですか、ちょっと説明してください。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

防災行政無線の放送済みの内容を確認するための電話応答装置ということで、聞きにくかった場合は、御自宅に見えた方がもう一度この電話番号のほうにかけていただくと、放送内容が電話のほうで聞けるというものであります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ちょっと意味がわからないんですけど、電話をかけるということは、南知多町にかけるとのことですか。もうちょっと、済みません、詳しくお願いします。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

説明が不十分で申しわけありませんでした。

専用の電話番号がございますので、その電話番号にかけていただくということになります。具体的な番号といたしましては、0569-65-3508というふうになっております。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

わかりました。いわゆる電話応答の対応もやっているということについて、ぜひともそれは周知をしていただかないと、なかなか難しいと思うんですよね。やっぱりそういう点では、本当に皆さん方の安心・安全が最初に確保できるかどうかということにかかっている、情報がかかっておりますので、そういう点では、そういうより伝達がしやすい工夫を、ぜひとも工夫していただきたいと思います。

無料貸し出しの方は、ほぼ何人ぐらい今見えるんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

無料貸し出しの方ということで、31年1月末現在で436台を無償配付しております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

貸し出しというのはいないんですか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

貸し出しということですが、要綱上では無償配付ということになっておりますので、貸し出しは現在実施しておりません。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

わかりました。より利便性の高い手段を大いに工夫していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

じゃあ、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問2-2、災害時の特設公衆電話の設置が昨年12月から始まった。非常・緊急時の伝達手段として11カ所の2次避難所だけでは少な過ぎると。師崎避難所（ビラ・マリーン南知多）や内海防災センター、設置のない大井・師崎地区等のビル、コンビニ、旅館等にも、あらゆる場合を想定して積極的に増設すべきと考えるがどうかにつきまして、答弁させていただきます。

特設公衆電話とは、災害発生等により、住民が避難所等へ避難した場合や通信設備が影響を受けて通話が不能となった場合に備え、あらかじめ主要な避難所に公衆電話回線の設備を用意しておくことで、災害発生時に速やかに通信が確保でき、家族の安否確認や支援を求める緊急連絡など、被災者の重要な通信手段となるものでございます。

町では、昨年7月にNTT西日本と特設公衆電話の設置・利用に関する覚書を締結いたしまして、NTT側の設置工事費用の負担により、12月までに町総合体育館をはじめとした地震・津波災害時の二次避難所11カ所に16回線の公衆電話回線を設置しました。

特設公衆電話の設置場所につきましては、自治体が保有・管理する屋内避難所を対象とされていることから、ビル、コンビニ、旅館等への設置は困難と考えますが、今年度新たに供用開始しました師崎避難所をはじめとした避難所への増設につきましては、今後、NTTと調整を図りながら進めていく予定でございます。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

NTTには私も電話をしまして、どういうところにつくっていただけるんですかと言ったら、それは役場の皆さんがその施設と了解をとって、そしてこの施設はつくってほしいというならどこでもつけますよと。基本的にNTTの基準では、100名規模の収容人員というか、そういうところを基準としているみたいですが、1つは避難所と、もう一つは都市部等における帰宅困難者の対策拠点という形で、例えば公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅、これもつける場所として一応想定しています。

今回設置された場所は、具体的に言いますと内海保育所、内海中学校体育館、西端区公民間、岩屋公民館、豊浜中学校体育館、南知多町役場、南知多町総合体育館、篠島中

学校体育館、日間賀島小学校体育館、日間賀島保育所、日間賀島区民館、これだけなんです。ここには大井や師崎が入っておりません。なので、やはり幅広く、ピラ・マリンも含めてですけど、いろんな旅館の皆さんに対しても、これはそこを避難所として、例えば使うときに、それを想定してやっていけば、もっともっとN T Tとしてはお願いがあればつけていく方向ですと、そういう立場を持っていますので、ぜひともそこら辺をお願いしたいと思うんですね。

具体的に言います。例えば、被災者状況を踏まえ、安全性の検証上、避難所として利用する施設と。これは防災計画の中にあと16の地区が入っております。内海小学校、内海サービスセンター、山海ふれあい会館、豊浜漁港、旧中洲保育所、豊浜小学校、水産試験所の研究所、東部区民館、むくろじ会館、大井小学校、大井公民館、師崎中学校、師崎小学校、師崎公民館、篠島漁港、篠島開発総合センター、この16の地域にも、これはやっぱりつけるように要請してもいいんじゃないんですか、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（内田純慈君）

先ほどの質問に関しまして、帰宅困難者の旅館ですとかそういった施設の関係につきましては、やはり議員さんがおっしゃられたとおり、私どももN T Tに確認したところ、都市部における帰宅困難者対策ということで、今のところは東京・大阪のみで設置しておるということで、名古屋支店管内では設置できなということですので、避難所にしか設置できないというふうで認識はしております。

あと津波の関係の避難所ということで、先ほど言われた16の避難施設に関しましては、津波の浸水の想定区域の中に入っておるものがほとんどでありますので、今のところその避難所としてすぐに利用できるというわけではございませんので、当面のところ全てを依頼するのではなく、地域のバランス等を見まして、またN T Tに協議してまいりたいと思います。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。とりわけ師崎地区だとか、それから、まだやっぱり大井地区

だとか、そこら辺のところについては全くつけられていないので、ぜひともそれを検討していただいて、要請していただきたいというふうに思います。

じゃあ、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問3-1につきましては、私、教育部長が、御質問3-2及び3-3につきましては厚生部長が答弁いたします。

それでは、御質問3-1、南知多町の小・中学校で30年度中に実施されたいじめアンケートの項目に、学校だけでなく家庭や地域での子どものSOSを聞き取る項目があった学校は何校あったのか。また、ない学校には指導をしたのかにつきまして答弁させていただきます。

平成30年度に各小・中学校では、少なくとも1回以上いじめに関するアンケート調査を実施しております。その聞き取り項目につきましては、各学校によりまして内容・表現を変えております。

御質問いただきました学校だけでなく、家庭や地域での子どものSOSを聞き取る項目をダイレクトに設定している学校はありませんが、11校中5校は、野田市で行われたいじめアンケートと同様に自由記述欄を設け、いじめに限らず、悩んでいることはないかを尋ねております。また、1校は、家のことで悩んでいることはないかの項目を設けております。そのほか、全ての学校では、全児童生徒を対象に個別の教育相談を実施しておりますが、事前に教育相談アンケートを実施し、いじめだけではなく、学校生活での悩みなどを聞き取っている学校が8校あります。そのアンケートの項目に、全ての学校で自由記述欄を設けております。また、家族のことや家のことで困っていること、悩んでいることはないかの項目を設けている学校も4校あります。

いじめに関するアンケートと教育相談アンケートをあわせると、全ての学校で自由記述欄を設けており、4校においては家庭での悩みがないかを聞き取る項目を設けております。いじめに関するアンケートや教育相談アンケートの回答を参考に、子どものSOSのサインを見逃さないように、個別に児童生徒への聞き取りや教育相談を行い、いじめや虐待など家庭での問題の早期発見に取り組んでおります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今回の心愛さんの事件の教訓は、やっぱりアンケートの一つに限るんですよね。この事件で明らかになったのは、結局、彼女自身が学校のアンケートの中に家庭でのというきちっとした項目が書いてあったんですよ、自由記述じゃないんですよ。家庭での困っていることありませんかというふうな問い方がしてあったんですね。だから、やはり学校で当然いじめや、それからさまざまな悩みなんかのことを聞き取ることはもちろんですけれど、しかし今、やっぱり虐待を防止するためには、学校の中で家庭の問題、そして地域の問題も項目をしっかり立てて、そしてそれを聞き取るというやり方をやっぱりしていくべきだと思います。

4校あるそうですけど、これを全校に広げるということで指導したんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

学校につきましては、虐待防止、虐待の早期発見につきましてさまざまな取り組みを行っております。先ほどあったいじめアンケートや教育相談のアンケートの自由記述欄のほかに、日常生活の観察ですとか、身体測定の際の体の状況等の観察をしております。

御質問にありました項目のないところについて指導をしたかということですが、それに関しては特に指導しておりません。各内容については、各学校で工夫されておるとのことと、その自由記述欄とかに書かれたことに学校のほうが気づいて、教育相談の中で個別に状態を聞き取るというふうなことをやっておりますので、特に項目を設けるということについては指導しておりません。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今回の事例の教訓を得て、学校の中のいじめアンケートの中に教育委員会の指導として、やはり地域のこと、そして家庭でのことと、それを入れるだけですから、そしてそのアンケートに答えてもらおうと、子どもたちに、そういうふうにするべきだと私は思いま

す。ぜひとも一度検討してください。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問3-2、今回の野田市の事例を参考に、個別ケース会議、実務者会議のみではなく、南知多町ではまだ一度も開かれていない要保護児童対策地域協議会を開催し、今こそ組織として児童虐待の現状認識と今後の対策への共通理解を深めることが必要ではないかについて答弁させていただきます。

要保護児童の早期発見や、その適切な保護を図るため、関係機関等が情報を共有し、適切な連携のもとで対応していくことを目的として、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、南知多町要保護児童対策地域協議会が平成19年4月に設置されました。

要綱では、第4条第2項に、代表者会議は総括的事項を担当し、関係機関等の代表者をもって構成するとなっており、主に要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討や実務者会議からの活動状況の報告と評価を協議しますが、内田議員のおっしゃるように、現在、代表者会議を開催しておりません。ただし、緊急性がある事案等については、随時状況の把握に努め、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、虐待防止体制を整えております。また、関係機関の現場の実務者による実務者会議を2カ月に1回開催し、情報の共有と対応の協議を行い、共通理解を図っておるところでございます。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

先ほどの榎戸議員の回答にも、もう既にネグレクトで1人通報したということがあったようですね。だから、そういうことについて、やはり南知多町の中でも実際に虐待に近い、もう既に虐待というふうな形になっている子どもたちがいるわけですから、そういう点ではただの個別会議だとか、それから実務者会議だけではなくて、実際にここで第2条にうたっている要保護児童、もしくはその実態を把握すること、それから要保護児童に対する具体的支援の内容を協議すること、要保護児童の発見からシステムに至る

そのシステムについて検討すること、要保護児童の問題について啓発活動に関すること、それから要保護児童の問題に関する連絡調整を行うと、これが対策協議会の職務ですよ。この職務を、やはり全体の福祉相談センター、半田保健所、半田警察、民生委員、それから小・中学校、子育て支援センター、教育委員会、厚生部の保健介護課、それから福祉課、これらの一応ここに掲げられている方々が共有をすると。

だから、今回の例えば心愛ちゃん事件だとかのことについて、これは被害者の観点からも大事なんですけど、加害者の観点、この親はどういう親だったのかということも含めて、じゃあこの親を支援するというか、私はそういう虐待を認めるものではありませんけど、しかしこういう親ができてきた生育過程だとか、そういうものをしっかりとやっぱり検証しないと、この世の中から虐待はなくなりません。だから、やっぱりそこら辺の問題も含めた形で総合的に検証する場として、せっかくこの要保護児童対策地域協議会の設置要綱がちゃんとあるわけですから、ここに。これはやっぱり一度は開くべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

繰り返しになるかもわかりませんが、実務者レベルにおきましては、現状認識と共通理解は図られておるのかなというふうに考えておりますが、代表者会議は虐待の予防、それから早期発見、個別ケースの対応がよかったのかというようなことを俯瞰的に、あるいはまた第三者の視点からというようなことで検証・評価をしていく立場にあると考えております。

また、実務者をサポートする上でも案件の重要性にかかわらず、開催する必要があるかなと考えますので、他市町の構成メンバー、協議内容などを参考にさせていただきまして、早期に開催できるよう努めていきたいと考えております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございました。前向きな回答、ありがとうございます。

今の情勢だからこそ、こういう会議を開いて、そしてそれぞれの個々の組織の責任が

どうあるべきなのかということをお互いに指摘し合うというか、ここの組織はこの点がちょっと弱いんじゃないですかと、もう少し情報を早く上げてくださいよと、そんなようなことも含めてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問3-3、乳幼児からの子育て世代包括支援センターも早期に立ち上げ、虐待予防につなげるべきと考えるがどうかにつきまして、答弁させていただきます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、平成28年に母子保健法第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う機関として、法律上の名称は母子健康包括支援センターとありますが、新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされました。

子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じるとともに、必要に応じ関係機関と連絡・調整を行い、母子保健施策と子育て福祉施策との一体的な推進により、切れ目のない支援を行う機能が求められます。

その中には、虐待予防につながる取り組みも含まれており、本町では妊娠期から母子手帳の交付時に、保健介護課におきまして対象者を把握し、出産後の赤ちゃん訪問、パースデイ訪問、1歳6カ月児健診、3歳児健診、電話相談、訪問などを実施しております。また、臨床心理士や保健士が保育所を訪問し、保育士と連携して、お子さんの様子・状況を確認する保育所訪問も実施しており、小・中学校の児童生徒についても、必要な場合、要保護児童対策地域協議会実務者会議などを活用し、関係機関と協力・連携体制のもと対応しているところでございます。

このように、本町において既に子育て世代包括支援センターに求められる機能について実現されている部分もございますが、今後も母子保健分野、子育て支援等の福祉分野が連携し、より一層充実した支援を行っていくため、子育て世代包括支援センターの早期の設置に努めてまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

この包括支援センターというのは、要するにワンストップで、乳幼児から、そして子どもの成長までの中で、やはりいじめを早期発見をするというふうな機能もあります。

愛知県を調べてみますと、2018年9月で37市町村が既にこの包括支援センターがつけられております。南知多町もぜひとも子育ての情報と、そしてワンストップの相談対応、これをやっぱり充実していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問4-1、多忙化解消プランに基づき、東海市、東浦町のように学校閉校日を設定し、閉校日や勤務時間外の留守番電話の自動音声対応の条件整備を全ての学校で導入すべきと考えるがどうかにつきまして、答弁させていただきます。

多忙化解消のために、留守番電話は一つの有効な手段であろうかと思えます。議員御指摘のとおり、知多管内の小・中学校におきましても、学校の閉校日を設けている市町があります。また、勤務時間外に学校の電話を留守番電話に切りかえ、教職員が対応しないとしている学校もございます。

本町におきましては、現在、学校閉校日及び留守番電話対応につきまして、教育委員会の内部で検討しております。また、校長会にも投げかけ、今後検討していく考えであります。

なお、各学校における留守番電話機能つき電話につきましては、機器の更新などあわせて随時取りかえを行っており、今年度中に全ての学校に設置が完了する予定であります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。積極的に対応していただいて、少しでも教職員の負担が軽減できるようによろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問4-2、割振簿の適正な管理をさらに進めるために、南知多町教育委員会として具体例を含む適正な勤務割振変更簿を例に示すことはできないかにつきまして、答弁させていただきます。

教員の勤務時間は、愛知県の条例・規則等で1週間について38時間45分と規定されています。勤務時間の割り振り、具体的に何時から何時までを勤務時間とするかと決めることですが、勤務時間の割り振りは地域の実情や学校の年間教育計画、各職員の担当職務などを考慮して、学校ごとに行われることとされています。

割振簿の管理や勤務の割り振り変更につきましては、適正に行われるように毎年度、校長会で依頼しているところであります。割振簿の変更につきましては、学校運営上、必要やむを得ない場合において、校長が通常の勤務の割り振りによることが困難であると判断した業務について、勤務時間の割り振り変更をそれぞれの学校で割り振り、変更簿等を用いて管理しております。具体例を含む割振変更簿の例示をすることはできないかという御質問であります。学校の割り振りはそれぞれの学校の事情に応じ、校長が行うこととなりますので、一律に例示することは難しいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今、私がこれをなぜ質問しているかという、一つは部活動がどうしても勤務時間外に及ぶわけです。働き方改革の文科省からの通知をちょっと読んでみますと、部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、超勤4項目の以外の業務については、校長は時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は正規の勤務時間の割り振りを適正に

行うなどの措置を講ずるよう徹底することと、3番に書いてあります。勤務時間の徹底・適正管理ということで、文科省が平成30年2月9日に出した通知です。

だから、具体的にもう既に、教職員が部活動をやっておれば、これは部活動についての割り振りを適正に割り振らなければ成り立たない現状があるんですね。だから、そのことについて、教育委員会は部活動をちゃんと割り振りなさいというような指示は、やっぱり出すべきだと思うんですね。そうしないと、先生たちは無定量にやりますよ。なので、そこの部分についてしっかりと教育委員会として時間管理、そしてあわせて校長に対しての監督責任をやっぱりしっかりしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

先ほども答弁させていただきましたが、割り振りにつきましては、年度当初、校長に適正に管理するよう依頼しております。また、県教育委員会からも、教職員の勤務時間を適正に管理し、多忙化解消及び健康障害防止の手当として割振変更簿の運用を進めるよう依頼しております。教育委員会としましては、割り振りの適正化については校長の中で適正に行われていると考えております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私、今問題にしたように、部活動は恒常的な勤務時間外になっているんです。なので、だから教育委員会として、もし教職員が6時やとか5時半だとか、いわゆる勤務時間外に部活動をやっている場合については、割り振りなさいと、そういうふうに校長を指導することは考えていませんか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

先ほどの繰り返しになってしまいますが、割り振りにつきましては、各学校の事情に応じまして、各学校長が作成を行います。ですので、こちらのほうから統一した指示と

いうのを出す考えは今のところございません。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

残念です。ぜひともこの問題については、文科省もちゃんと言っているわけですから、その指示に従ってやっていただきたいというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問 4-3、部活動は教員が顧問になる義務はなく、顧問強制をやめるようにすることと、生徒への参加強制もやめるように指導することはできないかにつきまして、答弁させていただきます。

学校は、部活動を学校教育の一環として設置しており、学習指導要領におきましても、教育課程との関連を図りながら、学習意欲の向上、責任感や連帯感を育てる取り組みとして実施することとされています。部活動を通した生徒とのかかわり合いも意義深いものがあり、教員自身にも大変貴重な体験となる場合もあります。

学校において顧問を決める際には、年度当初の職員会議におきまして決定されますが、校長は所属教員とよく話し合い、教員の指導経験、意思や適性、家庭の状況などさまざまなことを考慮して部活動の担当をお願いしております。決して強制的に決定しているものではありません。

また、生徒への参加強制をやめるように指導できないかという御質問ですが、部活動は、活動を通じてみずからの適性や興味、関心などをより深く追求していく機会でもあることから、学校教育において大きな役割を果たしているものと認識しております。また一方、保護者、あるいは地域の方からの期待も大きくなっているということが考えられます。

各学校では、学校教育の一環として行われる部活動のこうした意義を踏まえ、部活動に全校生徒が所属するように指導しておりますが、参加を強制しているということではございません。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

1 点だけ指摘しておきます。学校の業務の中には、必ずしも教師が行う任務ではない業務、これに部活動が入っております。なので、やはりそこら辺も明確に校長に対しての指導もしていただきたいと思います。

お願いします、次。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

御質問 4-4、東浦町のように勤務時間の適正な管理のために、学校現場にタイムカードを導入することはできないかにつきまして、答弁させていただきます。

タイムカードの導入につきましては、知多 5 市 5 町では東浦町のみ導入していると承知しております。本町では、管理職による現認と出校・退校時刻記録表を各先生が記入し、管理職が時間を把握する方法をとっております。また、長時間労働の先生がいれば、管理職は面談を行い、長時間労働の原因把握や改善に努めているという状況であります。

教員の勤務時間外の従事時間をどのように減らしていくかは、健康被害防止の観点から見ても大きな課題であると認識しております。

タイムカードによる出退勤時間の記録は、個々の働き方の傾向を捉える手段ではあると考えますが、教員の仕事は多岐にわたっております。勤務時間内の授業だけではなく、教材研究、保護者対応など、時間外労働を出退勤の時間からだけでは判断できない特殊性があると考えます。このため、教員から提出される出校・退校時刻記録表と管理職の現認や面談による口頭報告などをあわせ、教員の労働状況を見ていくことを考えており、現時点でのタイムカードの導入は考えておりません。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

現在、パソコンで管理していただいています。割と正確にやっているんじゃないかと

私思っていますので、ただ、もっと簡便な方法でということで提案させていただいています。

勤務時間の管理の適正なものは、勤務時間の設定についてということで、文科省からこのような項目が出ております。最後、読み上げて終わります。

厚生労働省のガイドラインを踏まえた教師の勤務時間管理を徹底してください。ICTの活用などにより、タイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握・集計するシステムを構築してください。登下校、部活動、学校職配備に適切な時間の設定、休憩時間の確保をしてください。通常の勤務時間外に超勤4項目以外の任務を命ずる場合は、勤務時間割り振りを適正に行ってください。緊急連絡名簿で確保した上での留守番電話の設置やメールなどによる連絡対応の体制の整備をしてください。一定期間の学校閉校日の設定をしてください。学校運営協議会等の場所での活用による保護者や地域の理解の促進、必要な要請の実施です。

とりわけ、今最後に書かれていることです。やっぱり保護者との連携が非常に大事だと思います。教育委員会が率先して、教職員の非常に長時間労働の実態を語っていただいて、きちっと対応していただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は14時10分までといたします。午後2時10分です。

〔 休憩 13時59分 〕

〔 再開 14時10分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、1番、山本優作議員。

○1番（山本優作君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 保育士の雇用確保について。

子どもがすくすく育ち、女性が生き生きと活躍できる社会をつくるために、子育て支援策の充実は町政にとって重要課題の一つです。そのためには、保育所の整備を進めるとともに、保育士の確保が重要になります。

本町では、少子化により児童数が減少しているにもかかわらず、保育士不足となり、新規採用に関しても応募者が少ないため、町では12月議会で一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定しました。

保育士が少ないということは、保護者側からすると安心して子どもを保育所へ預けることが不安になります。また、子どもの育ちからすると、少数により集団の中でみんなと遊ぶ、そういう経験が減少していきます。また、対面的な顔を見ながらするようなコミュニケーションもだんだんと希薄になっていきます。要因として、人間関係の摩を通じ、社会性を育む機会が減少しています。円滑な人間関係や友達との信頼関係を結ぶ力の低下、児童の関係の希薄さが見られます。

そこで、以下の質問をします。

1. 現在の保育所数と児童数、保育士は何人か。入所率が50%以下の保育所はあるか。
2. 平成30年度に行った正規の保育士6名の募集の結果について、現時点で何名採用が決まったか。

3. 国基準で保育士は、ゼロ歳児は3人に1人、1から2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4から5歳児は30人に1人となっているが、その基準を満たしていないので、保育士が不足しているということか。

4. 近隣の市町は国基準と比べてどのような状況か。

5. 平成30年4月1日現在の児童数を見ると、国基準で計算すると、例えば大井保育所の4歳児は6人で保育士が1人というのに対し、内海保育所は30人で保育士が1人となっていて、5倍の児童を1人の保育士が保育することになっています。保育士の重責にも差があり、そういったことも保育士の確保に影響していないか。

6. 保育の形態を全体に縦割り保育をすることにより、例えば大井保育所全体で保育士は2名となり、その分ほかの保育所へ保育士を配置することはできないか。また、入所率が低い保育所や町全体として老朽化が進んでいる保育所の改修工事に多額の予算を使わず統廃合すれば、保育士も不足することはないのではないか。

7. 民間施設向けではあるが、保育士確保強化のために大阪府豊中市では平成27年度から宿舍借り上げ事業を行っており、保育施設等を経営する法人が雇用から5年未満の保育士に対して、法人が借りた宿舍に入居させることで、国や自治体が家賃の補助を行うという制度を実施している。また、福岡市では慢性的な保育士不足の対策のため、全国でも異例の待遇として、市内の民間保育施設で働く保育士の奨学金返済を補助する新

規事業を開始することが平成31年2月13日に報道された。こういった保育士確保に向けての計画や検討はどれほどされたか。

壇上での質問は以上です。再質問は自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1、現在の保育所数と児童数、保育士数は何人か。入所率が50%以下の保育所はあるかについて、答弁させていただきます。

平成31年2月1日現在における保育所数は、公立が5保育所、私立が1保育園となっております。児童数につきましては378人となっております。保育士数につきましては、正規の保育士が45人、臨時の保育士が27人となっております。

入所率が50%以下の保育所は、大井と師崎の2保育所となっております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

入所率が50%を切っているのは、大井と師崎の保育所ということですがけれども、それぞれの保育所が50%を切ったのは何年前からでしょうか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

それでは、山本議員の大井保育所と師崎保育所が入所率50%を切ったのは、それぞれ何年前からかについて答弁させていただきます。

大井保育所につきましては、平成25年度でございますので、5年前から、師崎保育所におきましては、平成28年度からになりますので、2年前から入所率が50%を下回っております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

それでは、2つの保育所が50%を切ったのは2年前からということですね。わかりました。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、次の御質問1-2、平成30年度に行った正規の保育士6名の募集結果について、現時点で何名採用が決まったかについて答弁させていただきます。

現在のところ、内定者が4人です。そのうち1人は任期付採用職員であります。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

必要としていた保育士が2名雇用できなかった形になるようではございますけれども、平成31年度の保育所の運営には、具体的にはどのような影響が出るのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

ただいまの山本議員の平成31年度の保育所運営にどのような影響が出るのかについて、答弁させていただきます。

2名、やはり確保できなかったというところもございますので、本年と同様に少人数クラスにおきましては、合同で実施するクラス、あるいは不足するところにおきましては、臨時保育士での対応を予定しております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

わかりました。平成30年度から正規の保育士2名を私立篠島保育園に派遣していた件は、平成31年度ではどうなるのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

ただいまの平成30年度から正規職員を篠島保育園に派遣している件について、平成31年度はどのようになるかについて答弁させていただきます。

篠島保育園のほうからは、平成31年度についても本年同様2名の保育士の派遣の要望が出ております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

そうなってくると、平成31年度に篠島保育園のほうで保育士を2名雇用できれば、本町としても保育士の数は、計画どおりの安定した状態になるという認識でよいでしょうか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

ただいまの山本議員の篠島保育園が2名の保育士を雇用できれば、本町の保育士のほうは充足されるかということについて答弁させていただきます。

派遣の2名がなくなれば、正規職員については予定しておる人員を確保できることとなりますが、近年におきましては配慮の要る子どもでありますとか、早朝・延長などの保育要望の高まりにより、そういった対応をしておること、あるいは予定しておる臨時保育士がなかなか予定どおり確保できていないというような問題もございますので、保育士についてはまだまだ厳しい状況が続いておるとというのが現状でございます。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

わかりました。

それでは、3番の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-3、国基準で保育士は、ゼロ歳児は3人に1人、1から2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4から5歳児は30人に1人となっているが、その基準を満たしていないので、保育士が不足しているということかについて答弁させていただきます。

国基準の保育士の配置数につきましては、児童福祉施設の設備運営に関する基準第33条により定められております。本町におきましては、国が定めている配置数について遵守しておりますが、早朝・延長保育対応や近年配慮を必要とする児童が増加傾向にあるため、追加保育士を配置する関係上、必要数が不足する場合があります、臨時の保育士を雇用し対応しております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

まずは、国の基準で必要な保育士の数は正規の方で足りていて、さらに早朝や延長の保育の対応だったり、障害をお持ちのお子さん等の配慮が必要な方のために非正規の保育士で、追加でフォローしているということですね。

それでは、4番の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-4、近隣の市町は国基準と比べてどのような状況かについて答弁させていただきます。

確認したところ、近隣市町におきましても、本町と同様、全ての公立保育所で国基準を上回る職員配置となっております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

ほかの市町でも国基準を遵守されているということで、プラスアルファのところでは早朝や延長保育が可能な保育所の割合ですとか、一時保育の要望にどれだけ応えられているかというところについては、近隣の市町と比べて本町はどうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

それでは、ただいまの早朝・延長が可能な保育所の割合及び一時保育が受け入れできる状況については、近隣市町と比べてどうかについて答弁させていただきます。

本町におきましては、早朝・延長の受け入れを行っているのは、現在5公立保育園中4保育園で行っております。郡内4町におきましては、美浜町の1園を除きまして全ての園で早朝・延長保育を行っております。

一時保育におきましては、それぞれ対応が異なりますが、本町におきましては現在、師崎保育所で一時保育を受け付けており、また内海保育所におきましては定員にあきがある場合には一時保育の受け入れを対応するようにしております。

また、各町におきましても、それぞれ一時保育については受け入れができる体制を整えているということでございます。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

壇上では述べなかったんですけども、今回このような一般質問をしたきっかけの一つとしまして、平成30年4月1日時点で本町の正規の保育士の数が32名というのに対して、平成29年度に8名、平成30年度に6名と全体の2割近く、非常に多くの保育士の募集が続いていまして、それを見て本町で深刻な保育士不足に陥っているのではないかという心配がありましたけれども、今お答えいただいたように、早朝・延長保育ができていく割合だとか、一時保育の受け入れ状況について、ほかの市町と比べても遜色ないという環境を提供できているということが確認できたので少し安心しました。

5番の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1－5、平成30年4月1日現在の児童数を見ると、国基準で計算すると、例えば大井保育所の4歳児は6人で保育士が1人に対し、内海保育所は30人で保育士が1人となり、5倍の児童を1人で保育することになる。保育士の重責の差もあり、そういったことも保育士確保に影響していないかについて答弁させていただきます。

大井保育所4歳児は6人ですが、今年度5歳児9人と合わせて15人の合同クラスとし、正規の保育士1人を担任、非常勤の保育士1人を追加して2人を配置しております。また、内海保育所4歳児30人については、2クラスに分け、それぞれ15人のクラスで正規の保育士1人が担任、臨時の保育士1人を追加し4人体制としており、保育士の重責等の差はないよう配慮しておりますので、保育士確保に影響はないものと考えております。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

クラスを統合することによって、保育士1人当たりの児童数が国の基準よりも小さくなり過ぎないように調整されているということですが、やはり幼児というのは年齢ごとに異なってきますし、そうなってくると保育士への負担が大きくなるということで、できるだけ合同クラスは避けるほうがいいのかというふうに感じます。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1－6、保育の形態を全体に縦割り保育をすることにより、例えば大井保育所全体で保育士は2人になり、その分、他の保育所へ保育士を配置することはできないか。また、入所率が低い保育所を町全体として老朽化が進んでいる保育所の改修工事に多額の予算を使わず統廃合すれば、保育士も不足することはないのかについて答弁させていただきます。

前段の御質問、保育所の縦割りによる保育士の配置に関してでございますが、大井保育所の例を申し上げますと、現在、児童数は5歳児が9人、4歳児が6人、3歳児が14人、2歳児が3人ということで、全体では32人となっております。クラスの数につきましては、5歳児・4歳児の合同クラスが1クラス、3歳児が1クラス、2歳児が1クラスで、全体で3クラスでございます。

保育士の配置につきましては、国の基準に沿って5歳児・4歳児の合同クラスで1人、3歳児クラスで1人、2歳児クラスで1人となっております。

議員がおっしゃるのは、3歳児・2歳児の17人も合同クラスで実施すれば、保育士1名の配置で済むのではないかという御指摘だと思います。

国の基準では、3歳児20人に対し保育士1人、2歳児6人に対し保育士1人を配置することになっておりますので、合同クラスで実施するにしても、保育士2人が必要になり、保育所全体を1クラスで実施した場合でも保育士数は3人が必須となります。加えまして、早朝・延長保育を実施していることや、配慮を必要とする児童への対応のため、臨時の保育士4名を追加して配置している状況でございますので、合同クラスの実施による他の保育所への配置は困難な状況でございます。他の保育所も同じような状況でございますので、単純に児童数では割り切れないということになります。

続きまして、後段の御質問、保育所の統廃合による保育士不足の解消に関してでございますが、議員の御指摘のとおり、向こう3カ年の入所率の見込みでも大変低い数値になっており、町内5つの公立保育所につきましては、老朽化による維持管理費や大規模改修費の増加が見込まれ、統廃合は避けられない状況にあると認識しております。また、師崎保育所に関しましては、津波想定浸水域に入っており、子どもたちの生命を守ることを最優先に考えれば、一刻も早い対応が必要となります。

このため、来年度、子どもたちの適切な保育環境に重点を置いた保育所再配置計画策定の予算を計上させていただき、まず統廃合ありきではなく、南知多町の将来を担う子どもたちにとってよりよい保育環境はどうあるべきかを検討する中で、結果として保育士不足の解消につながればと考えております。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

ただいま回答いただいたとおり合同クラスの実施では、大井からこれ以上保育士を動かすことはできないということで誤認識でした。申しわけありません。

それで、保育士不足の解消というふうな配慮ではなくて、やはり児童に適切な保育の環境を提供するというを第一に考えていくということは、確かに重要です。ただ、東日本大震災よりもう8年たちましたし、大井と師崎では50%を切って2年ということになります。50%を切ってから2年ですけど、もっと前から、出生率からこのようになるというのは把握できていたと思います。保育所の再配置の計画が来年度あるということですけど、これについてはちょっと遅いと言わざるを得ないのかなという状態なんですけれども、来年度になってしまった理由というのは何かあれば教えてください。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

今、議員御指摘のとおり、二、三年はおくれてしまったかなど。入所率の見込みからすれば、もっと早期に検討できたのではないかと。それから、先ほど申し上げましたように、津波浸水想定域ということがあって、現場の保育士からもゼロ歳児・1歳児をどのように避難させるのかという意見も実際にあるものですから、そういうことを考えれば、もっと早く計画を策定して具体化すべきだったということだと思います。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

おくれてしまったということはありませんけれども、来年度、計画策定をしていただけるということですので、ぜひとも統廃合について前向きに検討していただければと思います。

それでは、7番の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御質問1-7、こういった保育士確保に向けての計画や検討はどうされたかについて、答弁させていただきます。

議員に御紹介いただきました保育士への2つの助成事業につきましては、ともに民間保育施設が対象となっており、県の担当者に確認したところ、町が実施主体となる公立保育所の保育士確保につながる国・県の補助メニューは今のところ該当がないということでした。

現在、本町では、保育士確保に関して平成29年度より保育士養成学校への訪問や就職説明会へ参加し、本町の保育のよさを知っていただくことで応募の契機となるようPRに努めております。また、保育実習生の受け入れについては、一時的には現場の負担となりますが、可能な限り対応することで保育士確保につなげております。なお、正職員を補助する臨時保育士の確保についても、ハローワークに求人登録を行い、広くPRしているところでございます。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

実習生の受け入れ等、保育士の受け入れに対して前向きな姿勢をとっていただいているということですが、これから、もし保育所を統廃合すれば、一旦は保育士の不足は解決するということだと思いますけれども、それ以外に保育士の年齢にも偏り等あると思いますので、今後、何年か後に定年ラッシュというのを迎えるようであれば、何年後ぐらいになりそうか、ちょっと教えてください。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

保育士の今後の退職見込みについて回答させていただきます。

保育士につきましては、今後3年間のうちに、本年度で3名、来年度3名、再来年度1名で、3年以内に7名の保育士が60歳の定年を迎えることとなります。さらにあと2年間追加した5年以内でございますと10人の保育士が60歳の定年を迎えることとなります。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

今後、来年では全体の1割ぐらいの方がどんどん出ていってしまうという状況で、またこれからもそれなりに募集はかけていかないといけないということですが、本町として保育士を募集する際に、処遇等の面で独自で不利な点等がありましたら教えてください。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

御指摘のとおり、募集してもなかなか応募してくれないということで、昨年10月なんですけれども、公立保育所の保育士さん、臨時の保育士さん含めて提案していただきたい。提案の内容につきましては、職員の働きやすさにつながる提案をいただきたいということで、こうすれば在職している職員も少しでも働きやすくなるとか、他町では既に実施しているようなことで、ここを改善すれば職員募集に対して応募者がふえ、定着してもらえるようなことなどあれば、何でもいいので提案してくださいということで投げかけをしました。

それで、半数近い職員の方から提案をいただきまして、その中で大きく分けて2つ募集していただけない要因があるということで、1つは正職員の数については、児童数からいえば国の基準を満たしておるということではあるわけですが、実際にはゆとりがなく、休もうと思ってもなかなか休めない。早朝・延長をやっておるようなこともあって、そう簡単には臨職さんでは思うようにカバーできないというような状況が、要は職員不足というような状況が、これから保育士さんになろうという学生さんにそういうことが伝わっていて、それでなかなか応募のきっかけにならない。ブラック企業とは言わないまでも、評判がよくないということが一つ。それから、2つ目は、本町の地理的な条件でもあるわけですが、半島の先端に位置しておるということと、両島があるということで、他市町に比べますと、通勤するのに条件が悪い、不便だということでした。実際に、両島の保育所に町外から通勤するということになりますと、かなり早い時間にうちを出ないかんということにもなりますし、天候が悪い、雨風が強いようなときには厳しいということになります。そんなようなことも、学生さんに実際に伝わっちゃっておるという、島への勤務があるということで、条件としては悪いということで、それが伝わっておるということでした。

国の待機児童解消だとか、子育て支援などの施策の影響で、全国的に保育士不足があるということで、少しでもいい条件のところへ学生は流れるということで、知多半島ですと上のほうから埋まっていってしまうというようなことで、少しでも保育士の処遇改善を何らかの手を打っていかないと、募集の条件としては、本町としては不利な状況が続くのかなというところで、先ほど言われた統廃合も含めて、これから職員さんの処遇改善につながるような対応策を調査・研究していきたいなというふうに考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1 番（山本優作君）

保育士の不足が全国的なものということですがけれども、やはり南知多町で独自の困難とする条件というのもありますし、他市町でやっていないような支援制度とかも検討していただければと思います。

最後、繰り返しになりますけれども、児童が安全な場所で充実した保育環境を提供できるように、大井・師崎の統廃合を前向きに検討していただきたいと思います。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、山本優作議員の一般質問を終了いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[散会 14時44分]